

平成29年 2 月宮崎県定例県議会
文教警察企業常任委員会会議録
平成29年 3 月 8 日～ 9 日

場 所 第 3 委員会室

平成29年 3 月 8 日 (水曜日)

午前10時 1 分開会

会議に付託された議案等

○議案第49号 平成28年度宮崎県一般会計補正
予算 (第 8 号)

○議案第60号 平成28年度宮崎県育英資金特別
会計補正予算 (第 1 号)

○教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経
営に関する調査

○報告事項

・損害賠償額を定めたことについて (別紙 1)

○その他報告事項

・交通事故の現状と対策について

・ 2 巡目国体に向けた県有スポーツ施設の整備
方針 (案) について

出席委員 (7 人)

委 員 長	渡 辺 創
副 委 員 長	日 高 陽 一
委 員	緒 嶋 雅 晃
委 員	中 野 廣 明
委 員	高 橋 透
委 員	有 岡 浩 一
委 員	濱 砂 守

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

警察本部

警 察 本 部 長	野 口 泰
警 務 部 長	新 島 健太郎

警務部参事官兼	廣 澤 康 介
---------	---------

首 席 監 察 官

生 活 安 全 部 長	鬼 塚 博 美
刑 事 部 長	西 福 一
交 通 部 長	金 井 嘉 郁
警 備 部 長	片 岡 秀 司
警 務 部 参 事 官 兼 会 計 課 長	時 任 和 博
警 務 部 参 事 官 兼 警 務 課 長	長 友 信 明
生 活 安 全 部 参 事 官 兼 生 活 安 全 企 画 課 長	黒 木 義 彦
総 務 課 長	児 島 孝 思
少 年 課 長	宮 川 博 文
生 活 環 境 課 長	重 山 勝 則
交 通 規 制 課 長	中 嶋 信 行
運 転 免 許 課 長	首 藤 昌 良

教育委員会

教 育 長	四 本 孝
教 育 次 長 (総 括)	片 寄 元 道
教 育 次 長 (教育政策担当)	川 越 良 一
教 育 次 長 (教育振興担当)	坂 元 巖
総 務 課 長	亀 澤 保 彦
財 務 福 利 課 長	大 西 敏 夫
学 校 政 策 課 長	飯 干 賢
学 校 支 援 監	金 子 文 雄
特 別 支 援 教 育 室 長	川 越 浩 司
教 職 員 課 長	西 田 幸 一 郎
生 涯 学 習 課 長	恵 利 修 二
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	古 木 克 浩
文 化 財 課 長	向 井 大 蔵
人 権 同 和 教 育 室 長	米 村 公 俊
図 書 館 長	福 田 裕 幸
美 術 館 副 館 長	四 位 久 光

総合博物館長	長友重俊
西都原考古博物館長	田方浩二
埋蔵文化財センター所長	谷口武範

事務局職員出席者

議事課主幹	木下節子
政策調査課主幹	西久保耕史

○渡辺委員長 ただいまから文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時2分休憩

午前10時4分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

本日の委員会に5名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたします。

傍聴される方をお願いいたします。傍聴人は受付の際にお渡しをした傍聴人の守るべき事項にありますとおり、声を出したり拍手をしたりすることはできません。当委員会の審査を円滑に進めるため、静かに傍聴をしてください。

また、傍聴に関する指示には、速やかに従っていただくようお願いいたします。

当委員会に付託をされました議案等について、本部長の説明を求めます。

○野口警察本部長 おはようございます。警察本部でございます。よろしく願いいたします。

渡辺委員長を初め、委員の皆様には、日ごろから警察業務全般にわたり、格別の御理解と御協力をいただき、まことにありがとうございます。

本日、御審議をいただきます案件につきましては、議案として「平成28年度宮崎県一般会計補正予算」、報告事項としまして「損害賠償額を定めたことについて」、さらに、その他の報告事項としまして、「交通事故の現状と対策について」でございます。

それぞれ担当部長から報告をさせますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

私からは以上であります。

○渡辺委員長 本部長の概要説明が終了いたしました。

初めに、議案に関する説明を求めます。

○新島警務部長 それでは、平成29年2月定例県議会提出の議案第49号「平成28年度宮崎県一般会計補正予算」の公安委員会関係につきまして、御説明いたします。

お手元に、文教警察企業常任委員会資料という題名の資料を準備させていただいておりますので、これと議会資料の平成28年度2月補正歳出予算説明資料という冊子で御説明させていただきます。

平成28年度2月補正歳出予算説明資料では、439ページからの記載になっております。

それでは、お配りしております資料の2枚目にあります資料1、平成28年度2月補正予算についての1、2月補正予算の概要をごらんください。

本議会に係る補正予算は、マイナス9億255万7,000円の減額補正であります。その内訳は、職員の人件費の執行残等による減額、その他の物件費の入札残による減額などです。

また、今回の補正によりまして、補正後の予算額は、恩給及び退職年金費を除きまして263億8,435万1,000円となります。

それでは、今回の補正の内容を科目別・事項別に御説明いたしますので、資料1の2、事項別補正予算額と主な補正事業をごらんください。

歳出予算説明資料につきましては、443ページからとなります。

まず、資料1の項目の2の一覧表、最上段、左側に記載しております会計・科目・事項の欄をごらんください。

会計、一般会計、(款)警察費(項)警察管理費(目)公安委員会費(事項)委員報酬、補正額、マイナス37万7,000円でございますが、この減額は、公安委員の日額報酬部分において、実績日数が見込みより少なかったことによる不用額であります。

次の(事項)委員会運営費、補正額、マイナス39万5,000円でございますが、これは公安委員会運営に要する経費の執行残に伴う補正でありまして、その内容は旅費等の執行残であります。

次に、(目)警察本部費(事項)職員費、補正額、マイナス4億9,183万1,000円でございますが、これは職員の人件費の執行残に伴う補正であり、その主なものは給料がマイナス8,879万4,000円、職員手当等がマイナス1億1,787万9,000円、共済費がマイナス2億8,515万8,000円であります。

給料の減額は、育児休業者、年度途中退職者及び休職者に係る不用額であります。

職員手当等の減額は、育児休業者の期末・勤勉手当の不用額のほか、扶養手当、単身赴任手当及び実績支給による休日勤務手当などの不用額であります。

共済費の減額は、標準報酬月額を決定する算

定期間中の各種手当が見込みよりも少なかったことから、全体として標準報酬月額が低くなったためであります。

次に、(事項)運営費、補正額、マイナス9,685万4,000円でございますが、これは警察職員設置に要する経費の執行残に伴う補正であり、その主なものは、退職手当、マイナス2,942万4,000円、駐在所等協力家族報償費・駐在所等接遇費・交番等接遇費が、マイナス2,406万3,000円であります。

退職手当の減額は、当初予算では、定年退職者58名、希望退職者等23名の合計81名を見込んでおりましたが、実際には、定年退職予定者の中に、前年度末に定年で退職した者等が出ました。その結果、定年退職者57名、希望退職者等17名の合計74名の見込みとなったことから、不用額が生じたものであります。

駐在所等協力家族報償費、駐在所等接遇費、交番等接遇費とは、主に駐在所に勤務する警察官の配偶者が、警察官の不在時に駐在所に来所した住民等の応接を行うことに対する謝金でございます。しかし、家庭の事情等により、配偶者が同居できない場合もあるため、不用額が生じたものであります。

次に、(目)装備費(事項)装備費、補正額、マイナス2,951万2,000円でございますが、これは警察機動力及び警察装備の計画的整備充実強化と装備資器材に要する経費に係る補正でありまして、その主なものは、警察活動用車両維持費、マイナス2,097万6,000円であります。

警察活動用車両維持費とは、警察車両の維持に要します燃料費や修繕費等でございますが、燃料価格の下落に伴い、燃料費に不用額が見込まれますことから減額補正するものであります。

次に、(目)警察施設費(事項)警察施設費、

補正額、マイナス722万9,000円でございますが、これは警察施設の計画的整備と適正な維持管理に要する経費の執行残に伴う補正でありまして、その主なものは交番・駐在所庁舎新築費、マイナス485万8,000円であります。

交番・駐在所庁舎新築費につきましては、平成28年度は、小林警察署の小林駅前交番と高鍋警察署の川南交番の建設、及び平成29年度に、高岡警察署の国富交番とえびの警察署の加久藤駐在所を建設するための移転候補地の土地の購入費等でありまして、その土地購入費につきまして執行残が生じたものでございます。

次に、(事項)警察署庁舎建設費、補正額、マイナス1,413万5,000円でございますが、これは警察署庁舎建設に要する経費の執行残に伴う補正でありまして、「えびの警察署庁舎建設整備事業」でございます。

えびの警察署庁舎建設整備事業につきましては、平成28年度は、建設工事費や工事監理委託費を予算化しておりましたが、入札の結果、入札残が生じたものであります。

次に、(目)運転免許費(事項)運転免許費、補正額、マイナス5,884万6,000円でございますが、これは運転免許試験及び各種講習、その他、運転免許事務処理に要する経費に係る補正でありまして、その主なものは、「道路交通法の一部を改正する法律に伴う運転免許整備事業」、マイナス2,731万6,000円であります。

道路交通法の一部を改正する法律に伴う運転免許整備事業につきましては、改正道路交通法が3月12日に施行されることに伴い、運転免許システムや試験コースの改修、準中型自動車の購入など、各種整備を行うものであります。システムの改修委託費や準中型自動車の購入費に入札残が生じたものであります。

次に、(項)警察活動費(目)警察活動費(事項)一般活動費、補正額、マイナス5,195万5,000円でございますが、これは生活安全、刑事及び交通等、警察活動全般に要する経費の執行残に伴う補正でありまして、その主なものは、警察電話専用料等警察電話通信費、マイナス1,295万9,000円、被留置者経費、マイナス606万6,000円、その他警察活動経費等、マイナス1,100万3,000円であります。

警察電話専用料等警察電話通信費の減額は、警察本部や警察署で使用する電話回線使用料などに不用額が見込まれますことから減額するものであります。

被留置者経費の減額は、被留置者の給食費につきまして、支給した給食数が、予算措置した給食数、年間延べ2万6,000人分を下回る見込みとなったこと等に伴う不用額であります。

その他警察活動費経費等の減額は、各事業に属さない警察活動全般に必要な経費を計上しているものでありまして、各種委託料や賃借料の執行残等であります。

次に、(事項)交通安全施設維持費、補正額、マイナス2,179万円でございますが、これは、交通安全施設維持管理に要する経費の執行残に伴う補正額でありまして、その内容は、信号機に係る電気料の不用額等であります。

次に、(事項)交通安全施設整備事業費、補正額、マイナス1億2,963万3,000円でございます。この交通安全施設整備事業に要する経費の補正は、交通管制及び信号機改良等整備費、マイナス1,887万6,000円、信号機新設、道路標識及び道路標示等整備費、マイナス4,038万9,000円、円滑化対策事業費、マイナス4,175万円、コンクリート製信号機柱の鋼管柱化、マイナス2,861万8,000円であります。

交通管制及び信号機改良等整備費、円滑化対策事業費及びコンクリート製信号機柱の鋼管柱化は、いずれも国庫補助対象事業費であります。

この補助事業の内容としましては、信号機を高度化し、車がスムーズに流れるような仕組みを構築するための機器費及び工事費等に対する補助金であります。この補助金の予算が財務省の査定により減額されたことに伴い、宮崎県の補助金につきましても、交付決定額が減額されたことによる補正であります。

また、信号機新設、道路標識及び道路標示等整備費において、東九州自動車道の日南方面への延伸工事に伴い、可変標識を設置するための予算を確保しておりましたが、高速道路の建設工事のおくれにより可変標識を設置することができなくなりましたことから、不用額となったものであります。

最後に、交通安全施設整備事業費につきまして、各事業の概要を詳しく説明させていただきます。

次のページの資料の1-1をごらんください。

まず、1の事業の目的につきましては、交通事故が多発している道路や特に交通の安全を確保する必要がある道路において、総合的な計画のもとに、交通安全施設の整備を図ることによって、交通環境の改善、交通事故の防止を図り、あわせて交通の円滑を図ることです。

次に、2の事業の概要であります。

最初の交通管制及び信号機改良等整備費は、「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行規則」で定められた、交通量が多く、事故が多発している道路や、市街地における歩行者の事故が多い道路及び交通事故が多発するおそれのある道路等の指定された道路区間において、交通管制や信号機のLED化等の信号機改良、

道路標識の整備等に係る経費であり、国庫補助対象事業であります。

次の信号機新設、道路標識及び道路標示等整備費は、信号機の新設、道路標識及び道路標示等の整備に係る経費の県単独事業と、東九州自動車道の延伸に伴う可変標識の設置に係る経費の国庫補助対象事業であります。

次の円滑化対策事業費は、国家公安委員会及び国土交通大臣が、交通渋滞を解消し、地域における交通の円滑化を図る必要がある場所として指定した対象地区に、信号機や道路標識等の設置を行うための経費であり、国庫補助対象事業であります。

次のコンクリート製信号機柱の鋼管柱化は、コンクリート製の信号柱を災害等に強い鋼製の鋼管柱に移行する事業であり、国庫補助対象事業であります。

事業効果であります。交通事故や交通渋滞の実態に即した計画的な交通安全施設を整備することで、交通事故の抑止と交通の円滑化が図られ、県民の生命の保護と交通環境の向上が図られるものであります。

本件についての説明は以上であります。

○渡辺委員長 議案に関する執行部の説明が終了いたしました。

質疑はございませんでしょうか。

○中野委員 全体のこの補正額、マイナスは去年は幾らぐらいだったんですか。

○時任会計課長 平成27年度2月の補正額は5億3,200万6,000円です。ことしは昨年度よりも3億7,055万1,000円多くなっております。

以上であります。

○中野委員 マイナス補正、ある意味ではいいことかもわかりませんが、いろいろと新

規事業の議論をして、9億円というのは大きいなどと思う。特に、この職員のマイナス。希望退職者がずれたりするのはわかるけれども、こんな6億円とか。何でこんなに聞くかという、執行部も今は金がないから、新規予算を多めに膨らませてやろうということが、変な意味で考えれば出てくるんですよ。年度末になると、トータルで200億円とかマイナスが出てくるわけ。

それともう一つ、この標識の県単分は予定どおりできたのですか。

○時任会計課長 まず、職員の人件費の件でありますけれども、全体9億円の中の4億9,000万円ぐらいが給与、人件費の補正で、この内訳としましては、先ほど警務部長から説明がありましたとおり、職員の給料、これにつきましては、育児休業者が32名おりまして、また中途退職者が9名、あと休職者が7名おりまして、給与自体は全職員分を当初予算で組んでおりますので、その分休んだ方がちょっと多くおられたということで、約8,800万円の減額をしております。

また、職員手当につきましては、主なものとしましては期末・勤勉手当いわゆるボーナスであります。これも全職員分を見込んでいたんですけれども、育児休業者あるいは休職者、中途退職者等がいたことで、1億1,000万円の減額となっております。

最後に、共済費でありますけれども、これにつきましては、共済掛金の計算方法が平成27年10月から変わっておりまして、標準報酬月額制というのが採用されております。

それまでの共済掛金の計算方法といいますのが、基本給、これに一定の掛け率を掛けていたところではありますが、昨年からは、本俸に加えて時間外手当など各種手当を含めた給与に、一

定の掛け率を掛けた標準月額報酬制度というのが導入されておまして、毎年10月に職員ごとに掛金の見直しが行われるところであります。

平成27年度につきましては、平成27年6月分の給与を共済費の算定基準としましたが、ちょうどこのころ、県内で警衛等が行われていまして、その分の時間外手当が多くなったということでもあります。

平成28年度の当初予算につきましては、この制度が始まったばかりでありましたので、共済費につきましては、前年度の実績を踏まえて、27年度の標準報酬月額を採用して計算したところであります。

○中嶋交通規制課長 信号機と標識の関係ですが、信号機は当初16機を予定しておりましたが、予定どおり国の補助から1機分もらいましたし、県単でも15機、合わせて16機、予定どおりつくっております。

あと、標識関係も、予定しておりました距離数になるんですけれども、例えば横断歩道であれば、51キロ分の補修であったり、あと、鋼管柱化という言葉が先ほど出てきましたが、*182本の柱を新しい柱にかえさせておまして、予定どおり工事しております。

○中野委員 この育児休業なんて1カ月前にわかる話じゃないでしょう。大体その前に、来年、育児休業を取る予定者ぐらいは把握すれば、そんなに違わないことじゃないですか。

やっぱりもう少しシビアにそこら辺はしっかりとってもらわんと、こんなにすると何のために予算審議しているのか。まあ、余ることはいいことですよ。

それと、災害の備品、これは予定どおり買って、この残りですか。

○片岡警備部長 災害の装備費につきましては、全て予定どおり購入しております。残はありません。

○中野委員 残はなかった。

○片岡警備部長 災害の装備品ですね。

○中野委員 あれ、何か、さっき出とらんかったですかね。

○片岡警備部長 7万5,000円の補正がありますがけれども、これにつきましては訓練時に使用する重機の業務委託、これの残とか、あるいはパソコンのリース料が一部終了したということで7万5,000円出ております。

○中野委員 私の勘違いでした。

○高橋委員 先ほどの中野委員の質問の再確認ですけど、育児休業が32名ということでありますが、この方は一応休むだろうということで想定していても、いや、勤めますということもあるので、最初から職員が勤めるものとして計上されたということで理解していいんですか。

○時任会計課長 そのとおりであります。

○高橋委員 信号機の関係で、これも再確認ですけれども、つけ方によって、いわゆる県単と国庫補助がある。たしか、県内の信号機設置については500カ所近く要望がありましたかね。

なかなかお金がないから、信号機設置に当たっての国からの補助というのは、取りにくいものなんですか。

○中嶋交通規制課長 今年度は、国庫補助がついた分は1機でして、しかし、県のほうで大分負担していただきまして15機つけておりますので、16機つけることができました。

先ほど円滑化区域などという説明がありましたが、この補助関係は、そういう区域の中で指定した分を、一応、国のほうに予定として上げるんですが、結果的には査定をされるというこ

とで。今年度は1機分の補助をするということに決まりましたので、1機設置させていただいております。

○高橋委員 おっしゃったのは、いわゆる査定ですよ、査定のハードルが高いんだらうと想像するんですよ。

だから、そういったところの国における査定の要件、もし説明できるものがあれば教えていただくとありがたいですが。

○中嶋交通規制課長 査定されるのは、いわゆるエリアが指定されていまして、簡単に言いますと交通事故多発地点であったり、その場所が、例えば通学路に指定されているかどうかとか、交通量もですけれども、そういったいろんな条件が入りまして全国一律の基準があります。

その中で、うちが出した分の場所がそういう順位づけがされて、大体、県の規模もしくは交通事故の発生状況、それで査定を受けます。

○高橋委員 はい、よくわかりました。ありがとうございます。

○緒嶋委員 「運転免許証ICカード化導入事業」が、1,779万4,000円、これだけ減額になったというのはどういうことですか。

○時任会計課長 この運転免許証ICカード化導入といいますのは、御案内のとおり運転免許証にICチップを入れているんですけども、この補正の理由としましては、運転免許証のICカード作成装置というのがあるんですけども、これをリプレースしたことと、リプレースしたことに伴って機器のリース料が下がったということと、ICカード自体は消耗品なんですけれども、これに要する経費について入札をしたところ、その入札した額からの執行残で1,779万円程度の残が出たということでもあります。

○緒嶋委員 これはIC化するためのそういう

機器の入札やらで、これだけ減額が出たということ。私は、ひょっとしたら免許証の更新をする人が減った関係でかなと思ったが、導入する施設をつくるための金が減額になったということですか。

○時任会計課長 そのとおりであります。

ICカードをつくる装置とICカードの台紙、これの購入費が、入札の結果、執行残で残ったということでもあります。

○高橋委員 先ほどの信号機に関連して、道路標識関係。私は日南海岸、国道220号をよく利用するんですけども、この前、議会が終わって帰るときに、宮崎一日南のちょうど境のいるか岬、あそこで正面衝突の事故がありまして通行どめになっていまして、私、引き返して。だから、ある意味、日南海岸線は事故が多発している道路だと思うんです。

だから、道路標識のいろんな設置の仕方なんじゃないかな。物すごいカーブです、鶯巢の、わかりますよね、あそこで正面衝突があったみたいで、私、あそこまで来ていて引き返して、田野越えて日南まで帰る。1時間ちょっとロスしたわけですけども、そういう意味では、ああいったところの要望は、恐らく来年度の課題として整理されるんじゃないかなと思うんですけども、多発地点は結構あるから、そういったところを要望しておきたいと思います。よろしくお願いします。

○渡辺委員長 答弁はいいですか。要望でいいですね。

○金井交通部長 交通部でございます。

日南線も単線で迂回路が難しいのが一つ。それと、ことしは、昨年から国道10号の高岡から都城の間でも事故が多発していまして、迂回路がかなり混雑したというのもありまして、その対策はしっかりとらせていただきたい、早目の

交通対策をしたいというふうに考えています。やはり事故が大きいと、裏返った大きな車をもとに戻すこと自体がなかなか難しいところがありまして、迷惑をかけておりますけれども。最短の時間で交通規制を解除していきたい、並びにそこで交通事故が起きること自体がないようにしていきたいというのが、私たちの希望、県民の希望ということで、その対策、あらかじめの標識、事故多発地点ですよとか、そういった看板的なものも設置していきたいというふうに考えておるところであります。

○高橋委員 ありがとうございます。

たまたまあのときは、バスもストップさせられていて、何でこの人歩いているのかなと思っただけで、時間がいつになるかわかんないということだったから、おりて宮崎まで歩いている方がいらっしやいました。

そういう意味では、部長がおっしゃったような対策をとっていただくと、ありがたいと思います。

○濱砂委員 444ページ、駐在所等協力家族報償費・駐在所等接遇費・交番等接遇費、この駐在所と交番、県内ではそれぞれ幾つあるんですか。

○鬼塚生活安全部長 交番と駐在所の数の御質問でよろしいんでしょうか。

○濱砂委員 はい。

○鬼塚生活安全部長 交番は県下で60ございます。駐在所は109ございます。

あと、このほかに空港の警備派出所が1つ、それと検問所というのが、川南と大岩田にございまして2つ、出先の施設としましては全てで172でございます。

○濱砂委員 駐在所と交番の違いというのはどうなんですか。

○鬼塚生活安全部長 交番と申しますのは、原

則としまして交代制で警察官が勤務する施設でございます。要は交代勤務しまして、事件・事故等に対応する施設でございます。

駐在所は、原則として単独勤務の警察官が家族と一緒に住みまして、日勤で勤務する施設でございます。

○濱砂委員 いわゆる交番のほうは何人もの警察官がそこに勤務されるということですね。

○鬼塚生活安全部長 交番は、基本的に三交代と申しますので、最低でも3人以上はおります。

先ほど言いましたけれども、駐在所は基本的には1人勤務、単独勤務ということですので、数的には交番勤務が非常に多うございます。

○濱砂委員 駐在所の接遇費というのは、駐在所の警察官の奥様が主になるということでしょうか。

○時任会計課長 ここに記載してあります駐在所等協力家族報償費につきましては、駐在所の奥様に対する手当であります。

それと、駐在所等接遇費・交番等接遇費につきましては、交番、駐在所等に勤務する地域警察官が地域活動をする上で、来客者に対する茶菓子等の提供等に要する経費であります。

○濱砂委員 これは人件費じゃないんですね。

茶菓子にしては、2,400万円の減額はちょっと大き過ぎるものですから。これ、人件費ということじゃないんですね。

○時任会計課長 駐在所等家族報償費のほうは、奥様手当ですので人件費みたいなものですが、駐在所等接遇費・交番等接遇費につきましては、人件費ではありません。

○濱砂委員 446ページ、被留置者経費、2,600人分ということなんですが、606万6,000円が残ったということは、予定よりも留置者が少なかったと。何名ぐらいなんですか。

○時任会計課長 当初見込みとしましては、2万6,000人を見込んでいたんですけども、3月末の今の実績見込みとしましては、約2万3,000人ということで、マイナス3,000人分の食糧費を減額するということでもあります。

○濱砂委員 1食、200円ぐらいですか。

○時任会計課長 給食費につきましては日額が決まっております、1日、1,201円ということになっております。

○中野委員 もう一点、447ページ、信号機新設の2の分。県単の分は予定どおり12機か13機終わって、あと、この4,000万円というのは国補助金分が全て残ったという話で、国の分なんかは信号機というのは入っていないんですか。あれは県単だけですか。

○時任会計課長 信号機新設、道路標識及び道路標示等整備費につきましては、県単部分と東九州自動車道の延伸に伴う可変標識部分の国費補助の部分と2つ分かれております。

今回、減額する部分は、この東九州自動車道の延伸に伴う可変標識整備事業部分が全てであります。

○中野委員 はい、わかりました。

○中嶋交通規制課長 先ほど、数を申し上げた分、訂正しておきます。

鋼管柱化、182本と申し上げましたが、100本の誤りでございました。100本整備しております。

○渡辺委員長 もう一度、100本ですか。

○中嶋交通規制課長 100ちょうどです。100本を整備しております。

○渡辺委員長 修正のほうをよろしく願います。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 次に報告事項に関する説明を求

めます。

○新島警務部長 平成29年2月定例県議会提出報告書の損害賠償額を定めたことについて御報告いたします。

今回、御報告の損害賠償事案は7件であり、職員の公務中の交通事故が6件と交通事故以外の損害賠償事案が1件であります。

公務中の交通事故のうち、同一の交通事故で損害賠償の相手方が複数あるものは、相手方ごとに賠償額と分けて記載しておりますので、報告書上の報告件数は8件となっております。

それでは、お手元の平成29年2月定例県議会提出報告書に基づき、御説明いたします。

このうち県警の損害賠償事案は、報告書3ページの1番目と3ページの最後及び次の4ページの全てでございます。

まず、交通事故以外の損害賠償事案1件について御説明いたします。

3ページ、1番目の平成28年10月8日の車両損壊事故は、相手方が高鍋警察署の警察職員宿舍駐車場に軽乗用自動車を駐車していたところ、同署に設置されていた金属製外灯が腐食により根本から倒壊し、相手方が所有する車両に倒れかかり、同車両が損壊したものであります。

この事故により、相手方所有者に、車両の修理費用28万4,136円を賠償しております。

次に、職員の公務中の交通事故についてですが、3ページの最後から4ページの2番目までにあります平成28年2月20日の交通事故は、同一の事案であり、相手方の車両の運転者と同乗者及び相手方車両の所有者の三者が賠償の対象となっております。

この事故は、宮崎北警察署の警察官がミニパトで踏み切り停車中、ドライブレンジを入れたまま、踏んでいたフットブレーキの踏み込みが

緩み、前方に停車していた相手方車両に追突したものであります。

この事故で、相手方の運転手は頸部、背部及び腰部に痛みがあるとして、長期間の通院治療を行っております。そのため、相手方運転手に対して、治療費、慰謝料等68万4,145円を賠償し、同乗者に対して初診の治療費2万2,522円を賠償しております。

また、相手方所有者に車両の修理費12万3,217円を賠償しております。

次に、4ページの3番目にあります平成28年4月3日の交通事故は、延岡警察署の警察官が、パトカーで信号停車中、交通違反車両を発見したことから、緊急走行を開始して赤色信号の交差点に進入したところ、右側の青色信号から交差点に進入してきた相手方車両と出会い頭に衝突したものであります。

この事故で、相手方運転手に過失割合に応じた車両の修理費用4万4,200円を賠償しております。

なお、相手方の加入する保険会社から支払いを受けた16万306円については、歳入として受け入れております。

次に、4ページ、4番目にあります平成28年6月11日の交通事故は、日向警察署の警察官が、交番に配備されているスクーターで交通違反容疑車両である相手方車両を追従しながら停車を求めたところ、停車した相手方車両に追突したものであります。

この事故で、相手方所有者に車両の修繕費用3万9,500円を賠償しております。

次に、4ページ、5番目にあります平成28年7月31日の交通事故は、小林警察署の警察官が、公民館駐車場でパトカーをバックさせたところ、公民館出入り口のブロック塀に接触させたもの

であります。

この事故で、公民館の管理者に、ブロック塀の修理費9万8,280円を賠償しております。

次に、4ページの6番目にあります平成28年9月3日の交通事故は、日南警察署の警察官が、病院駐車場でパトカーをバックさせたところ、駐車枠に駐車中の相手方車両と接触したものであります。

この事故で、相手方所有者に車両の修理費用4万5,986円を賠償しています。

最後に、4ページの7番目にあります平成28年9月11日の交通事故は、日向警察署の警察官が、ミニパトで幅員の狭い交差点に進入した際、右側から左折してきた車両に進路を譲ろうとし、バックしたところ、後方に停車中の相手方車両に接触したものであります。

この事故で、相手方所有者に車両の修理費用4万7,079円を賠償しています。

県有車両による交通事故につきましては、以上の6件でありましたが、交通事故の指導取り締まりを責務とし、交通法令を遵守すべき警察職員による交通事故は、県民の信頼を損なうことにつながりかねないものでありますので、今後とも防止対策を強力に推進し、職員による交通事故の絶無に努めてまいります。

さらに、今回は、交通事故以外に1件の損害賠償事案を御報告させていただきましたが、警察職員宿舎等の施設管理においても、施設の点検等をしっかりと行い、この種の事故の再発防止に努めてまいり所存であります。

以上で損害賠償額を定めたことについての御報告を終了いたします。

○渡辺委員長 報告事項に関する説明が終了しました。

質疑がございますでしょうか。

○中野委員 ちょっと教えてください。

この損害賠償額というのは、保険対応した残りの部分ということですか。全額保険対応じゃなくて、保険を適用して、さらに県で出した分がこの金額ということでしたかね。

○時任会計課長 交通事故に伴います損害賠償につきましては、直接、警察が加入している保険会社から相手方に払うということですので、県に一旦歳入とか歳出で入るものではありません。

○中野委員 じゃあ、この金額が実費というか損害額ということでもいいわけですね。

○時任会計課長 そのとおりであります。相手方に払った損害額であります。

○中野委員 保険だと結局割合があって、県負担分というのが出てくるんですね。警察の場合は違うんですか。

○時任会計課長 普通の方と一緒にありまして、私たちが普通の保険に入ってますけれども、当事者間の負担割合というのが決まっておりますので、その割合に従って保険会社同士で払うということになります。

今回のパトカーの事案以外は、全てゼロ、うちが100、ゼロで悪いほうですので、全部払っているということになります。

○渡辺委員長 ちょっと整理しますが、この金額が保険で支払われた金額と理解していいのかということですが。

○廣澤首席監察官 事故がございまして、過失割合等におきまして、例えば50対50とか、100対ゼロというので、相手方に支払いをいたしますけれども、公用車の場合、全て任意保険に入っておりますので、その範囲内でお支払いできるやつは全て保険で対応しております。

○中野委員 この金額というのは、県が負担し

た分ということで、過失割合で10万円かかったところ、警察もあれがあったから3割負担でこの金額、この金額の意味がちょっと知りたいんですけれども。

○**時任会計課長** 説明が悪くて済みませんでした。

いわゆる県費の持ち出しがあるかということだろうと思いますけれども、それはありません。全て保険会社のほうで払ってもらっています。

○**中野委員** 普通の保険だったら過失割合があつて出すじゃないですか。

それはもう警察の場合、普通の保険と一緒にですか。

○**時任会計課長** そのとおり、普通の保険と一緒にであります。

○**緒嶋委員** 県警のパトカーの修理代は、向こうが払ったと、どうなるんですか。これ傷んだわけですよね。

○**時任会計課長** 修理代につきましては、一旦、県警のほうで全部県費で出しますけれども、今度は歳入で相手の過失割合の分はまた入ってきます。

歳出的には、一旦全部出します。

○**緒嶋委員** ブロック塀に当たったけれども、県警のパトカーは傷まなかったわけですか。

○**時任会計課長** ブロック塀に当たった分の修理代は、県費の持ち出しで出します。

○**緒嶋委員** この場合、幾ら出したんですか。

○**廣澤首席監察官** 今のブロック塀に当たった分については、パトカー等のほうの損害がごくわずかでありましたので、特に修理費はありませんでした。

○**緒嶋委員** まあ、よかったね、それは。

当然、パトカーが動くほど、県民にとって安心安全のためになるから、それは当然事故が起

こるのはやむを得んと思うんですけれども。これは6件じゃったけれども、28年度は、今のところ、県警のパトカーの事故の件数はどのくらいなんですか。信頼を確保するように頑張りますって毎回言わんにゃらんようなことでは、信頼が回復されているかなという気になるんですが、警務部長、どげん思うかな。

○**新島警務部長** 件数については、今、調べておりますけれども、緒嶋委員の言われたとおり、本当に立つ瀬がないといえますか、先ほど申し上げましたとおり、本来であれば、取り締まる側の警察官が逆に事故を起こしてしまうということは、本当に県民に対して申しわけが立たないと思っております。

前回あるいは前々回の委員会でも御報告させていただいたときに、申し述べているところでございますけれども、事故を起こしました職員につきましては、改めてその運転の仕方とか、そういったものを一から見直すということで、別途招集いたしまして、運転免許センターのほうで研修を行っております。

また、実際に事故を起こして、職務に特に影響がない場合は、ペナルティーと申しますか、自分を見つめ直すということで、1週間とか2週間とか洗車、場合によっては乗車禁止1週間とか、そういったものも科しております。

もちろん、緊急事態があった場合に、乗る人がいないというのは困ってしまいます。そういった場合には免除になりますけれども、要するに自分の個人のものではない、これは警察活動を行うために県民から与えてもらった貴重な財産であるということを、警察職員一人一人が十分認識して事に当たることが大切だと思いますので、そういったことをまたしっかりと指導してまいりたいと思います。

○**廣澤首席監察官** 28年度の公用車による損害賠償額ですが、こちら常任委員会のほうに報告をさせていただきました今回の6件を含めまして16件ございます。

その総額が損害賠償額425万3,960円でございます。これは全て保険で対応できております。

○**緒嶋委員** 事故が起きた場合は、警察は当然のことですが、一般の事故を起こした人も、やはり厳しく指摘し、注意もするわけですよ、事故を起こした人は大分激しくやられたというのが当たり前のわけですよ。

当然、それは職務でやられることだから、事故を起こしてはいかんということは県民もわかっているわけですので、やっぱりそれが信頼を得るためには、16件というのは多いか少ないかというところは、いろいろ判断の仕方もあるだろうと思いますけれども。先を急がれるということはわかりますけれども、やはり急発進とかいろいろ事故が起きたということで、できるだけ安全運転を考えながらやるということが前提だろうと思いますので、事故が少ないように29年度は徹底して、本当に県民の信頼を得ておるといような交通パトになってほしいなということを要望しておきます。

○**高橋委員** 一番上の蚊口待機宿舎の駐車場のポール腐食の損害賠償ですけれども、これも保険に入ってるんですね、保険適用ということをおっしゃったから。

○**時任会計課長** 1番目に報告しました損害賠償につきましては、保険には入っておりません。

○**高橋委員** ですよ、だったら答弁が違ってくる。

だから、1番のやつは丸々一般会計から出したということで理解しなくちゃいけないんですよ。

それで、今、おっしゃったように、ポールが腐食していて、強風が吹いたのか、不可抗力、どなたかさわって倒れたのか、よくわからないですが、ポールが腐食して倒れるぐらいっていったら相当な現状だったというふうに、認識せんいかんわけで、そこまで放置していたというのが、やはり、ゆゆしきことでありまして。先ほど点検をしっかりとするというので答弁がありましたから、ぜひチェックをお願いしたいと思います。

○**有岡委員** 再度確認ですが、そういうふうな腐食しているということですが、この10月8日の件を受けて、県のそういった施設にチェックされたのかどうか、そこら辺をお尋ねいたします。

○**時任会計課長** 今回の件を踏まえまして、各警察本部内の所属長及び警察署長に対しまして、発生後に各施設の臨時の点検調査を行うように指示しております。

緊急に必要があると認められる箇所が3カ所ありましたので、直ちに修繕をしております。

今後、同様の事案が発生しないよう、庁舎や宿舎の施設管理につきましては、しっかり点検等やってまいりたいと思っております。

○**有岡委員** ぜひそういった管理を誰がするのかという、施設の管理責任者みたいなものを明確にしておく、1年に1回点検しようとか、そういうアクションが起こせると思うんですが、そこら辺の施設管理責任者みたいな仕組みはあるのかどうかお尋ねいたします。

○**時任会計課長** 警察の庁舎管理につきましては、宮崎県警察の庁舎管理に関する訓令というものを設けております。

その中で管理員、これはほとんど所属長になりますけれども、担当庁舎を定時または随時に

調査し、現況を把握して、修繕、その他必要を要する事項があるときには、速やかに保全措置をとらなければならないということが規定されておりますので、今後ともしっかり点検していきたいと思っております。

○有岡委員 よろしくお願ひします。

○渡辺委員長 よろしいですか。

ほかいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、次に進みます。

次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○金井交通部長 それでは、交通事故の現状と対策について、御報告させていただきたいと思ひます。

お手元の資料2をごらんください。

まず、1でございますけれども、交通事故の発生状況、過去10年間の推移についてであります。

表の中の青色の棒グラフにつきましては、県内の人身事故の発生件数、その下の点模様、白いところに若干見えにくいかと思ひますけれども、点模様の灰色の棒グラフがあると思ひますけれども、これにつきましては、その年の人身事故のうち高齢者の方が起こした事故、高齢運転者が起こした事故、つまり高齢者が自動車、バイク等を運転して起こした事故の発生件数であります。

人身事故につきましては、平成22年の1万1,000件以降、年々減少しておりまして、昨年は22年よりも約2,000件減少した9,015件となっております。

次に、高齢運転者による事故につきましては、平成22年以降、2,000件から2,100件台の発生で推移しておりまして、人身事故全体は減ってお

りますけれども、高齢運転者事故の割合は年々増加しているという状況にあります。

(1)につきましては、去年の人身事故、9,015件の主な特徴をアからオの5点で示させていただいております。

まず、アにつきましては、やはり脇見、安全不確認などの漫然運転を原因とする事故は依然として7割近くを占めております。昨日も議会のほうででてげ運転という話が出ましたけれども、やはり漫然運転というのが一番大きな原因ということで見ております。

また、ウにつきましては、交差点及び交差点付近での事故が約半数を占めておりますほか、追突事故も4割強と多くなってきておりまして、この交差点对策が一番求められるところであります。

再度、上の表の折れ線グラフをごらんいただきたいと思ひます。

黒色の折れ線につきましては、県内の死者数の推移、赤色の折れ線につきましては、そのうち高齢死者の推移をあらわしているものであります。

去年の死者数は45人でありました。これは24時間以内ということですので、24時間を超えた場合、あとプラス10人ということになってまいります。この人数につきましては、昭和32年以降60年間で最少の人数でありまして、評価されるものであろうと考えております。

(2)につきましては、平成28年の交通死亡事故の主な特徴として、アからウの3点を挙げさせていただいております。

平成28年中の交通死者45人中、高齢死者の方は30人、割合は66.7%ということで、全国平均の54.8%よりも11.9ポイント高くなっております。

いう現実であります。

また、イトウのとおり、状態別では、四輪自動車に乗車中の事故で死亡されるケースが22人と、全体の半分を占めておるところであります。

また、その22人のうち、シートベルトを着用せずに亡くなられた方が10人おりまして、シートベルトの着用も最も大事なものということで、位置づけておるところであります。

そのほか、資料には記載しておりませんが、45件の死亡事故の原因の大半が、緊張感を欠いた漫然運転ということで、先ほど申しましたとおり、この漫然運転防止というのが、私たちの一番の重点対策の安全教育の一つであります。

次に、項目2の過去10年間の飲酒運転の検挙状況の表をごらんいただきたいと思っております。

赤色の棒グラフにつきましては、飲酒運転の総検挙件数であります。黒色の棒グラフにつきましては、そのうち交通事故を起こしまして飲酒運転が発覚した、それで検挙されたという件数であります。

全体の検挙件数につきましては、22年から徐々に減少してはおりますが、25年以降は350件前後で推移しておりまして、根絶とまではいってない。やはり飲酒運転の怖さをまだしっかり教育していく必要があらうかなと考えております。

警察では、グラフの右側に載せておりますポスターを、平成20年に作成させていただきました。以来、現在までこのポスターを活用しているところあります。

このポスターでは、右側のお母さんと子供の右側に白い空欄があると思うんですけども、これはいるべき人がいない、ということになっていまして、家族の一番大きな御主人がいなくなってしまう、交通事故を起こして検挙されたということになりまして、家庭崩壊の最たる

ものということで、このポスターを宣伝させていただいているところあります。

続きまして、資料の裏面の項目3の対策について、御説明させていただきたいと思っております。

事故の発生状況で御説明しましたとおり、高齢運転者による事故の割合が増加しており、高齢者の免許保有者数も年々増加しているところあります。

そのため、交通死者における高齢者の割合も高くなっていますことから、今後も高齢者対策を第一に進めていきたいというのが警察の大きな課題でございます。

しかしながら、高齢者の方を困った要因として捉えるのではなくて、高齢者を取り巻く社会全体で高齢者を守る対策、高齢社会対策、これを進めていく必要があらうかと思ひまして、警察だけではなく、県、各自治体等と協力して対応をしているところあります。

そこで、交通指導取り締まり、安全施設整備はもちろんであります。安全教育の啓発活動を進めてまいりたいと思ひます。

次に、(1)から(5)の対策について説明させていただきます。

まず、(1)の交通安全教育隊は、宮崎市内の自動車学校に業務を委託している事業でございます。真ん中付近にあると思うんですけども、この絵のとおり、点灯する光を追ってランプを押すことで、認知、判断、動作能力がスムーズにできるかを判定する機械のほか、ドライビングシミュレーターや自転車のシミュレーターなどを使いまして、参加、体験、実践型の交通安全教育を行っておるところあります。

平成28年は、243回実施いたしまして、5,855名が体験させていただいたところあります。

次に、(2)の「ま」行、「あいうえお」の「ま」

行でございます。

これにつきましては、高齢者交通安全五則、高齢歩行者対策の一つであり、本県独自にイラストを用いましてカードを作成し、訪問活動等に使用させていただいているところであります。

28年度中は、高齢者約7万人の方に一口アドバイスを行ったほか、温泉、公民館、その他立ち寄る施設114カ所で、合計1,100回以上実施し、カードを活用して啓発活動を行いました。

このカードの意味を紹介いたしますと、「まみむめも」でございますけれども、「ま」は待つ、待って一旦確認する。「み」は見る。「む」は無理をしない。「め」は目立つ格好をする。「も」はもっと知るという語呂合わせであります。事故を起こした方を見ても、待てない、待ちたくないとか、すぐ渡ってしまう、それと見ない、無理して渡っても車がとまってくれるだろうと。それと目立たない、目立つ格好をすると恥ずかしい、黄色とかピンクとか着たくないというような感じで、目立つ格好をしたくないということで。最後はもうだめだと。こんな方が事故を起こしてしまうという形で、私たちのほうでは指導しておるんですけれども、ただ、この「まみむめも」、これはしっかり広報でカードを利用して、守っていきたいというふうに考えておるところであります。

それと、(3)のシニア・ドライバーズ・コンテストにつきましては、高齢運転者対策の一環で、参加者に視力、聴力、そして体力の低下、反応の時間のおくれなど、身体機能の変化に自覚していただきまして、安全運転に努めていただくこととしておるところであります。

コンテストは5人1組のチーム戦で運転技能を争うものであります。28年度中は県内の自動車学校で10回、430人に参加していただいたと

ころであります。

次に、(4)の孫からの交通事故防止レター作戦、手紙作戦ですけれども、警察官の言うことは聞かなくても、孫の言うことは聞くというのがやっぱり人間的な感情でございます。小学生、幼稚園児を含めまして、交通安全運転や交通ルールを守ってもらいたいとの願いを込めました手紙を、反射材を添えて、おじいさん、おばあさんに渡していただくというものでございます。

県内で約7,000人の児童から、おじいさん、おばあさんに渡してもらった実績でございます。

(5)の運転免許センターへの看護師配置、一昨年の4月からやっておりますけれども、運転に不安を抱える高齢者、一定の病気を持つ方々らの相談に対応するために、県内の3カ所、宮崎、延岡、都城の各免許センターに、非常勤の看護師、4名の方を配置させていただいたところであります。

看護師の方は、専門的な観点から、医療機関への受診を勧めたり、運転免許証の返納に関するアドバイスを行っており、相談件数は看護師を配置していなかったときと比べまして、かなり増加しておるところであります。

今後もこれらの対策を中心として、さまざまな高齢社会、高齢者でなくて、高齢社会対策ということで進めていきたいと考えておるところであります。

最後に、項目4の道路交通法の改正の施行について説明させていただきます。

3月12日から、日曜日でございますけれども、この日から施行となります。

資料2の2のチラシを見ていただきたいと思います。

今回の道路交通法の改正の内容は、大きく分

けて2点でございます。

左側の高齢運転者対策の推進におきましては、事故を起こすリスクの高い運転者には、臨時認知機能検査と臨時高齢者講習が新設されるところであります。

また、臨時の適性検査制度が見直されまして、高齢者講習の合理化、高度化というのが進められているところであります。

また、右側の準中型免許の新設につきましては、貨物自動車の事故防止を図りつつ、社会実態に合わせて運転免許制度の見直しの求めに応じた改正となっております。

18歳から取得できるトラックの運転免許を新設したというものでございます。前回のときも説明しましたがけれども、やはりコンビニの車の運転とか、さまざまな中型、大きな免許が取れないということを配慮したもので、経済貢献にも役立つ制度と言われておるところであります。

改正道交法の内容につきましては、今後もしっかり周知して、交通安全に努めてまいりたいと思っております。

報告は以上でございます。

○渡辺委員長 その他報告事項に関する説明が終了しました。

質疑はございませんでしょうか。

○高橋委員 交通事故防止対策の取り組みの成果が出ている、この10年間の推移だと思います。

それで、ちょっとまず確認ですけれども、高齢者の定義は65歳以上ということによろしいですか。

○金井交通部長 しっかりした定義はないんですけれども、総務省が出しておるのが65歳という数字で、それを基準に全国统一でやっておるところであります。

最近、75歳がいいんじゃないかとかいう話が

ありますけれども、まだそこまでは至ってない。一応65歳という定義で進めさせていただいているところでもあります。

○高橋委員 それで、19年の65歳以上の事故発生件数が1,522件ですよ、21年に400件ぼんと上がって1,976件で、高齢者の発生事故件数が2,000件前後というか、2,000件台の高どまりで推移してきていますよね。

19年の1,500件の事故の割には、死亡した数は45人ですよ。28年になると、件数は2,000件、高どまりだが30人ということで、この関係はひょっとしたら高齢者の、いわゆる65歳以上の免許保有人口がふえたんだろうなと、私なりに推測したわけで。今度の議会でも2025年問題は医療・介護に特化していると話題になりましたが、この運転免許保有人口は2025年にはピークになるのかなと思いつつ、人口は減りますけれどもふえ続けていくと思うんですよ。

2025年対策を、宮崎県警察本部としても、何らかのアドバルーンを上げるというか、対策を検討されているかどうか、まず確認いたします。

○金井交通部長 まさに、交通部の重点は、高齢社会対策と認識しておるところであります。

ただ、高齢者対策ということで、高齢者の方だけを狙った対策ではなくて、高齢社会における大きなものとして捉えているところでもあります。

ですから、県警だけではなく、知事を本部長とします対策委員会、協議会等がございまして、それを中心に安全教育に進んでいきたいし、高齢者に対するドライバーの教育、高齢者を守るというドライバーの安全教育、これも含めて全体的な面で対策していくことが必要かと考えておるところであります。

○高橋委員 今おっしゃるように、年齢を問わ

ず全体の交通安全対策はもちろんなのですが、いわゆる交通事故の件数は減って、死亡事故も減っているんだけど、高齢者の事故だけは死亡事故も、いわゆる高どまりと言いますか、減ってないという現状がこのグラフで見られるわけじゃないですか。

今後、高齢者の免許保有者はふえる、しかもなかなか免許証を手放せないという現実がある中で、交通安全対策の上でも、それなりの2025年というしっかりとした重点対策をとるべきだと思います。

○金井交通部長 そのとおりでございまして、将来に向けて対策はしっかり考えていきたいと思っております。

特に、今後の課題としまして、女性のドライバーがふえるだろうというふうに考えています。今の高齢の方の免許人口というのは、男性の方のほうが多いんですけども、今の若い50代ぐらいから、女性の免許人口もかなりふえてきています。

ということは、これが10年後、20年後になったら、女性のドライバーのほうが中心になってきます。はっきり言って男のほうが先に死ぬということで、女性の方が長く残って、その高齢者の免許人口というのは、女性の方が中心になってくるんじゃないかということもありまして、今後、その考え方も含めて対応していく必要があるんじゃないかと考えておるところであります。

○高橋委員 よろしくお願ひします。

○緒嶋委員 免許センターに看護師の配置を4名されておるわけですけども、高千穂なんかで免許を更新する場合は、高千穂の交通安全協会に行くわけですよ。そこには看護師はいないわけですよ。

4人だけで本当にいいのかどうかというのは、どういうふうに考えておられるんですか。

○金井交通部長 少ないなという気はあります。

ただ、やはり人件費、もしくは対応のやり方という問題もありまして、今後またふやしていきたいという気持ちはありますので、ただ、警察署に置くというのはちょっとリスクが大きいもんですから、やはり免許センターを中心に配置していくと思います。

○緒嶋委員 いかに高齢者の事故を減らすかということであれば、そういう人たちが認知機能低下に進まないように、あるいはそういう人はもう免許証を返納したほうがいいですよというのは、やっぱり看護師とかのアドバイスというのが重要だと思うんですね。

そうすると、やはり事故を減らすということと、安全安心な、それは若い者もお年寄りもということであれば、こういう看護師をもっとふやして、体制を強化していく中で交通事故を減らすというのを、警察の立場でやるべきじゃないかなと。それは人件費がかかるということと言われるけれども、これは県全体の予算の中でどうするかという視点がないと、警察の予算の中でどうするかということでは限界があるだろうと思う。

だから、県の予算の中で、県の財政当局を含めて、交通安全をいかに高めていくかというのは、みんなの願いであるので、県警の予算ではそういうことはできませんということじゃなくて、やっぱり県全体の中でそういう対策を進めていただきたいと思います。

それと、医師の臨時適性検査、これは医師の診断とありますけれども、お医者さんにもいろいろな専門があるわけですよ。

その中で、医師によっても、産婦人科の先生

に、適性検査を診てもらおうということもできんと思うんですけれども、何か医師の資格というか、内科とか、外科とかいろいろあるわけですが、これはどういうお医者さんに見てもらおうとかいう決まりはあるわけですか。

○**首藤運転免許課長** 質問のとおり、警察庁で医師の基準というのは、専門医と主治医となっております。

かかりつけ医であれば診断書を書いていただけるような内容で、日本医師会のほうから手引き等も出しておりますので、かかりつけ医ということは、内科の先生であっても、ふだん見ておられれば認知症という判断ができるということで、診断書を書いていただけるというふうになっております。

○**緒嶋委員** 極端に言えば、健康な高齢者で、かかりつけ医がいない人もおるわけですね。

そういう人のかかりつけ医というのは、どういうふうに定義すればいいわけ。

○**金井交通部長** 医療機関につきましては、交通運転免許課を中心に医療機関、医師会と協力いたしまして、現在、県内36カ所の病院を一覧表にしてつくらせていただいております。

特に、高千穂町につきましては、佐藤医院と高千穂町国民健康保険病院から協力いただきまして、ここで対応していただくというふうに進めさせていただきます。

県内各市町村漏れなく対応できる病院を設定していきたいというふうに、今、考えておるところでありまして、現在、36病院をお願いしております。

○**緒嶋委員** 26市町村あるわけですが、そういうお医者さんの指定は、今のところ、全部はまだ決まっていないということですか。もう高千

穂は決まっておるけれども、どうです。

○**金井交通部長** 西米良とか、ないところもありまし、診療室というところではなかなか難しいところもありまして。ただその付近の一番最たるところの病院、近いところを指定させていただいて進めさせておるところであります。

今のところ、市はいいんですけれども、町村の関係で2自治体ほど未定なところがあるというのが現実であります。

○**緒嶋委員** 警察も努力されておるだろうと思います。できるだけやはり近くに適性検査をする医師がいたほうがいいわけですので、その努力は早目にやって、どこで診断、検査を受けてくださいというふうに、警察のほうからも助言ができるようになると安心して行けるだろうと思って。どこに行ってもいいかわからんというようなことじゃだめだと思います。法の改正が行われたわけですので、そこ辺の努力を急ぐことが必要だろうと思いますので、よろしく申し上げます。

○**中野委員** シニアは何歳からですか。

シニアと高齢者って、高齢者は聞いたけれども。ゴルフやったら70歳かな。

○**金井交通部長** その定義は初めて質問を受けましたものですから、高齢者という定義だけしか道交法の統計上は出てこないものですから。

ただ、シニアといいますと、いろんな方がおりますし、健康な80歳と、ちょっと健康でない60歳の方もおりますし、なかなかシニアということで、何歳以上ということはちょっと難しいかなというふうに考えています。

ただ、ゴルフではやはり年齢制限があると思いますけれども。

明確な回答ができませんで、申しわけありません。

○高橋委員 高齢者の免許更新のことで、75歳以上の免許更新は各警察署でできるわけです。

だから、看護師を常時配置するというのはコストの面でいろいろあるわけで、行く行くは75歳以上の免許更新は、期間限定じゃなくて、日にちの設定をされて。警察署管内に保健所があるじゃないですか。たしか保健所には看護師が配置されていると思うんですけども、免許更新日にそこに来てもらう手もありますよね。

75歳以上の方は、例えば、毎週金曜日しか受け付けませんとかにして、保健所からそのときは来てもらうとか、市町村にも看護師は配置されておりますので、そういった連携も、将来、高齢者対策ということで言えば必要になってくるんじゃないかなと思いますので、意見を言わせていただきました。

○金井交通部長 現在4名の方なんですけれども、やはり議員の言われるとおり、そういう曜日を指定して来ていただくような制度で人間を確保するというのは、私たちの案にございましたので、今後、また検討を続けていきたいなど、4名プラスアルファということで、参考にさせていただきたいと考えております。

○渡辺委員長 その他報告事項に関してはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 その他、何かありませんでしょうか。

○中野委員 国庫支出金の返納の手続はどうなるんですか。参考のためにちょっと教えてください。

○時任会計課長 例えば、29年度で言いますと、警察の場合は28年度内に警察庁に対して申請をして、その後、査定を受けるという形になっております。

○渡辺委員長 返納については。

○時任会計課長 国庫補助金につきましては、年に4回、受けることになっております。

1期目、2期目、3期目、それぞれ受けるんですけども、4期目で最終的に減額された分で調整されて、4期目が配分されるということでもあります。

○中野委員 今回は、県としては、年に1回、これは4月とか3月中までに返すわけですか。

○時任会計課長 ちょっと説明が悪かったんですけども、もう一度説明しますと、年に4回に分けて来ます。

1回目、2回目、3回目、分割して来るんですけども、4回目につきましては、今回減額された部分を除いて国庫補助金が来るということで理解していただければと思います。返す必要がないということで御理解いただければ。

○中野委員 新年度分で……。

○新島警務部長 簡単に申し上げますと、本来これだけ来るということで、年初、額が設定されるんですが、その後、査定によって減額されていくんですけども、その最終的な調整が第4四半期になると。したがって、来ている分は補助額として来ているんですけども、その減額された分はそもそも国から当県に入って来ませんので、当県から国に返すという手続は必要ないということでございます。

○中野委員 わかりました。

○渡辺委員長 よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、以上をもって警察本部を終了いたします。

大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

暫時休憩します。

午前11時31分休憩

午前11時35分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託をされました議案等について、教育長の説明を求めます。

○四本教育長 教育委員会でございます。よろしくをお願いいたします。

まず、お礼を申し上げます。2月5日に、宮崎公立大学で開催されました「『知の共有と地域創生』イノベーションを起こす図書館へ」のシンポジウムには、高橋委員に御参加いただき、ありがとうございました。

また、委員の皆様方には、さまざまな機会を通して学校等に激励をいただいております。この場をかりまして厚く御礼を申し上げます。

それでは、お手元の文教警察企業常任委員会資料をお願いいたします。

表紙を開いていただきまして、目次をごらんください。

今回、御審議いただきます議案は、議案第49号「平成28年度宮崎県一般会計補正予算」など2件でございます。

また、その他の報告事項といたしまして、「2巡目国体に向けた県有スポーツ施設の整備方針(案)について」報告をさせていただきます。

このうち補正予算についてであります。1ページをごらんください。

今回の教育委員会の一般会計補正予算は、表の下から5段目の太線で囲んでおります合計の欄の右から4番目に記載しておりますように、28億1,281万5,000円の減額補正をお願いするものでありまして、補正後の額は、その2つ右の欄にありますように1,050億8,476万3,000円です。

また、特別会計の補正予算は、下から2段目の太線で囲んでおります合計の欄の右から4番目に記載をしておりますように、3億8,595万1,000円の増額補正をお願いするものでありまして、補正後の額は、その2つ右の欄にありますように18億6,987万円です。

その結果、一番下の太線で囲んでおります総計の欄の右から4番目、24億2,686万4,000円の減額補正をお願いするものでありまして、補正後の額はその2つ右の欄、1,069億5,463万3,000円です。

私のほうからは以上ですが、引き続き関係課室長が説明いたします。

御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○渡辺委員長 教育長の概要説明が終了いたしました。

このまま続けて議案に関する説明まで行わせていただきます。

議案に関する説明を求めます。

○亀澤総務課長 総務課関係の平成28年度2月補正予算について、御説明いたします。

同じく、お手元の平成28年度2月補正歳出予算説明資料の総務課のインデックスのところ、387ページでございます。

左の表から2列目、補正額の欄をごらんください。

総務課の補正は、1,876万円の減額をお願いしております。この結果、補正後の額は、右から3列目の欄にありますように、32億4,868万8,000円となります。

以下、主なものについて御説明いたします。

まず、389ページをお開きいただけますでしょうか。

真ん中より少し下あたり、まず、(目)事務局

費の(事項)職員費は、939万1,000円の減額になります。事務局職員費の人件費につきましては総務課で所管してございまして、3つの(目)に分かれて措置されておりますが、まずその1つ目でございます。補正理由は、事務局職員の人件費の執行残や、人事異動によって給与及び手当の変動があったことによるものでございます。

次に、その下の(事項)一般運営費は267万7,000円の減額であります。これは教育委員会事務局本庁と教育事務所に係る運営費、業務委託料や旅費等の執行残によるものでございます。

次に、390ページをお願いいたします。

真ん中より少し下のほうでございますが、(目)教育研修センター費の(事項)教育研修センター費308万9,000円の減額であります。これは、主に施設の維持管理委託料の執行残などによるものでございます。

次に、そのページの一番下の段に、(目)社会教育総務費であります。これは次ページのほうにわたっておりますが、391ページをお願いいたします。1段目の(事項)職員費は、211万7,000円の増額をお願いしております。これは、人事異動によって生じた給与等の変動により、予算額に不足が生じたものでございます。

また、その下の段、(目)保健体育総務費の(事項)職員費は526万2,000円の減額であり、これは保健体育総務費の人件費の執行残などによるものでございます。

総務課関係は以上でございます。

○大西財務福利課長 財務福利課関係について御説明申し上げます。

同じ資料の平成28年度2月補正歳出予算説明資料の財務福利課のインデックスのところ、393ページをお願いいたします。

財務福利課の補正予算は、総額で1億6,676

万7,000円の増額補正でございまして、補正後の額は、同じ行の右から3列目、88億3,620万2,000円であります。

その内訳につきましては、一段下の一般会計の欄にあります2億1,918万4,000円の減額補正、4段下にあります特別会計が、3億8,595万1,000円の増額補正でございまして。

それでは、主な事項につきまして御説明いたします。

395ページをお開きください。

ページの中ほど、(事項)維持管理費につきまして、4,122万7,000円の減額補正をお願いしております。これは、いずれも県立学校における施設の老朽化対策や冷房施設の整備、また、防災対策などの営繕工事等に係る入札の執行残でございまして。

次に、396ページをお開きください。

上から3段目、(事項)高等学校就学支援事業費につきまして、1億1,081万9,000円の減額補正をお願いしております。これは、県立高校の生徒への授業料相当額を支援する就学支援金及び県立高校へ通う非課税世帯等に、教育費の軽減のため給付する奨学のための給付金などの対象者が、当初の見込みを下回ったことなどによるものでございます。

次に、397ページをお願いいたします。

上から3段目、(事項)一般運営費(高等学校)につきまして、948万1,000円の減額補正をお願いしております。これは、光熱水費などの節約に伴う需用費などの執行残でございまして。

続きまして、398ページをお開きください。

一番下にあります(事項)文教施設災害復旧費につきまして、2,322万円の減額補正をお願いしております。これは、各種災害により被害を受けた教育施設などの災害復旧に要する工事費

等の執行残でございます。

なお、執行を予定しております6,948万円のうち、清武せいりゅう支援学校の災害復旧のため、6,100万円を繰越明許費として御承認いただきたいと考えておまして、これにつきましては、後ほど御説明させていただきます。

次に、400ページをお開きください。

育英資金特別会計でございます。(事項)育英事業費につきまして、3億8,595万1,000円の増額補正をお願いしております。これは、平成27年度の決算認定で繰越金が確定したものでございます。

平成28年度一般会計及び特別会計に係る補正予算につきましては、以上でございます。

続きまして、繰越明許費について御説明申し上げます。

資料がかわりまして、お手元の平成29年2月定例県議会提出議案(平成28年度補正分)をお願いいたします。

12ページをお願いいたします。

繰越明許費補正についてでございますが、財務福利課分につきましては、下から2段目にあります災害復旧費、文教施設災害復旧費、事業名「文教施設災害復旧事業」につきまして、6,100万円の繰り越しをお願いするものであります。

これは、昨年9月、台風16号による大雨のため、清武せいりゅう支援学校の裏山から、宮崎農業高校の実習林がございますが、土砂が敷地内に流出したことによる災害復旧であります。

特別支援学校周辺における復旧工事ということで、児童生徒に対する配慮等が必要であったことから、工法の選定など、関係機関との調整に日時を要したため、年度内の完了が困難となったものであります。

なお、工事につきましては、生徒たちの学校

生活に支障を来すことがないように、速やかに完成させたいと考えております。

財務福利課関係の説明は以上でございます。

○飯干学校政策課長 学校政策課関係の補正予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の学校政策課のインデックスのところ、401ページをお開きください。

学校政策課の補正額としましては、7,630万5,000円の減額補正でありまして、補正後の額は、右から3番目でございますが4億9,131万7,000円であります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

403ページをお開きください。

初めに、一番下の(事項)学力向上推進費2,453万4,000円の減額であります。このうち、説明欄の5、「高校生グローバル・リーダー育成支援事業」1,485万6,000円の減額であります。これは、国の委託事業で、国際的に活躍ができる人材を育成するスーパーグローバルハイスクールの指定に係る経費であります。国の委託決定に伴い、減額するものであります。

404ページをお開きください。

一番上の(事項)指導者養成費2,809万2,000円の減額であります。

このうち説明欄の1、「初任者研修事業」2,057万2,000円の減額であります。これは、新規採用の教員が校外の研修で不在となる期間に、その補充として配置する非常勤講師の報酬や旅費等の執行残であります。

次に、2、「国際理解教育推進事業」524万1,000円の減額であります。これは、主にALT、外国語指導助手の雇用に係る経費であり、ALTの任用期間は5年を上限として毎年更新を行い、その報酬単価は任用年数によって高くなってい

きます。本年度は、任用年数の短いALTが多かったことに伴う報酬等の執行残であります。

405ページをお開きください。

下から2番目の(事項)産業教育振興費1,113万3,000円の減額であります。

このうち説明欄の2、「次世代アグリリーダー育成事業」1,025万2,000円の減額であります。この事業の取り組みの一つに、スーパー・プロフェSSIONAL・ハイスクールという高度な知識・技能を身につけた専門的職業人を育成するため、高大連携などに取り組む高校を国が指定し、調査研究する事業があり、これは全額国費負担となります。本年度、高鍋農業高校を申請しましたが、不採択となったこと等により、減額するものであります。

学校政策課は以上でございます。

○川越特別支援教育室長 特別支援教育室の補正予算につきまして、御説明いたします。

歳出予算説明資料、特別支援教育室のインデックスのところ、407ページをお開きください。

特別支援教育室の補正額としましては、3,032万9,000円の減額補正でございます。補正後の額は、右から3番目の欄になりますが、8,047万1,000円になります。

それでは、主な事項につきまして御説明いたします。

409ページをお開きください。

(事項)特別支援教育振興費でございますが、3,032万9,000円の減額であります。

このうち、説明の欄のところ、5番目をご覧ください。

「特別支援学校医療的ケア実施事業」の616万7,000円の減額でございます。この事業は、たんの吸引や経管栄養などを必要とする児童生徒のために、特別支援学校に看護師を配置するも

のでありますが、児童生徒の病気等による欠席により生じた看護師の人件費等の執行残を減額するものであります。

次に、その下の説明欄9の「キャリア教育・就労支援等の充実事業」の1,111万4,000円の減額でございます。この事業は国の委託事業であり、障がいのある生徒の将来の自立と社会参加を目指したキャリア教育と就労支援を行うものでありますが、不採択となりましたために全額を引き上げるものであります。

次に、その下、説明欄10の「県立高等学校生活支援充実事業」の1,039万7,000円の減額でございます。この事業は、県立高等学校に在籍する身体に障がいのある生徒が、教育課程を円滑に履修できるように、教室移動等の介助を行う生活支援員を配置するものでありますが、対象生徒の進路変更等により生じた生活支援員の人件費等の執行残を減額するものであります。

次に、説明欄12の「スポーツを通じた心のバリアフリー推進事業」の142万2,000円の減額でございます。この事業は、国の委託事業で、障がいのある生徒とない生徒が、障がい者スポーツを通じた交流等を実施し、互いを認め合える共生社会の形成に向けた人づくりを行うものですが、国の委託決定に伴って生じた予算の差額を減額するものであります。

その他につきましては、それぞれの事業における事務費等の執行残でございます。

特別支援教育室は以上でございます。

○西田教職員課長 教職員課関係について御説明いたします。

歳出予算説明資料の教職員課のインデックスのところ、411ページをお開きください。

一般会計22億4,902万6,000円の減額補正をお願いしております。補正後の額は、右から3列

目の922億5,076万4,000円となります。

以下、主なものについて御説明いたします。

413ページをお開きください。

まず、上から5番目の(事項)教職員人事費であります。1億6,038万4,000円の減額をお願いしております。これは、主に学校非常勤講師などの報酬等につきまして、勤務日数の実績が当初の見込みを下回ったために減額するものであります。

次に、一番下の(事項)退職手当費であります。4億4,443万2,000円の減額をお願いしております。これは、退職予定者数が、当初の見込みより減ったことに伴いまして減額するものであります。

414ページをお開きください。

一番上の(項)小学校費であります。また、(事項)職員費につきまして8億238万5,000円の減額を、(事項)旅費につきまして361万円の減額をお願いしております。

次に、中ほどの(項)中学校費であります。また、(事項)職員費につきまして4億3,340万2,000円の減額を、(事項)旅費につきまして180万6,000円の減額をお願いしております。

次に、415ページをごらんください。一番下の(項)高等学校費であります。

(事項)職員費につきまして、2億5,260万6,000円の減額をお願いしております。

一つ飛びまして、(項)特別支援学校費であります。また、(事項)職員費につきまして1億4,112万3,000円の減額を、(事項)旅費につきまして813万3,000円の減額をお願いしております。

以上の職員費につきましては、教職員の給料や職員手当、共済費であります。いずれも職員数の減少等に伴う補正であります。

また、旅費につきましては、人事異動に伴う

赴任旅費の実績減や出張等の減に伴う補正であります。

教職員課は以上であります。

○恵利生涯学習課長 生涯学習課関係の補正予算につきまして御説明をいたします。

同じ資料、歳出予算説明資料の生涯学習課のインデックスのところ、417ページをお開きください。

今回の補正は、一般会計で1,758万1,000円の減額補正をお願いしております。その結果、補正後の額は、ページの右から3列目にありますように5億2,621万5,000円となります。

それでは、主なものについて御説明をいたします。

419ページをお開きください。

初めに、中ほどにあります(事項)成人青少年教育費が516万3,000円の減額であります。このうち説明欄の2、「みんなで育てるみやざきっ子推進事業」が292万2,000円の減額であります。これは、国費と県費から市町村への補助を行っておりますが、その交付額の決定に伴う減額であります。

次に、420ページをお開きください。

1段目の(事項)生涯学習基盤整備事業費が448万3,000円の増額であります。このうち説明欄の3、生涯学習環境の整備が334万8,000円の減額であります。これは県有財産処分に伴う建物の解体設計経費であります。関係各課と協議の上、今年度は建物を解体せずに財産処分の入札を行いましたことから、設計経費を減額するものであります。

次に、説明欄の5、「宮崎県美術品取得基金事業」の(1)美術品等取得事業が851万8,000円の増額であります。これにつきましては、後ほど委員会資料で御説明いたします。

次に、421ページをお願いいたします。

上から5段目の(事項)美術館費が597万1,000円の減額であります。このうち説明欄の2、管理運営費が585万2,000円の減額であります。これは、美術館運営に係る光熱水費の残、臨時職員の賃金、共済費の執行残などによるものです。

また、一つ下の(事項)美術館普及活動事業費が503万円の減額であります。このうち説明欄の3、特別展費が378万3,000円の減額であります。これは、特別展における作品展示、輸送等委託費の残や特別展の監視員、補助員等の賃金、装飾の消耗品費等の残などによるものであります。

続きまして、宮崎県美術品等取得基金事業による美術品等の取得につきまして、御説明をいたします。

常任委員会資料の2ページをお開きください。

まず、目的であります。平成27年12月に美術品等取得基金条例が改正され、これまで収集方針に沿う作品の調査を行ってまいりました。

当該作品は、収集にふさわしい作品であるとの収集審査委員会における審議結果を踏まえ、同基金を活用し、作品を購入するものであります。

概要をごらんください。

作家は保田井智之氏であります。略歴にありますとおり、保田井氏は都城市出身の彫刻家でありまして、現在、東京都在住で東北芸術工科大学の教授であります。2005年には、彫刻界の権威ある賞であります平櫛田中賞を受賞しており、また、2011年には県文化賞も受賞しております。

購入作品は彫刻作品2点であります。予算額は851万8,000円であり、財源は全額特定財源であります。作品購入の理由であります。右の

3ページ、購入予定作品をごらんください。

作品①は、作家が長年取り組んできた作風の中間的到達点と言える着目すべき作品であります。作品②は、これまでの手法を継続しつつ、新しい作風へと境地を切り開いた作品であります。

左のページに戻っていただいて、4の(3)になりますが、県立美術館は、保田井氏の彫刻作品を既に1点収集しております。今回、2点の作品を新たに収集し、展示することで、作家の表現の変容やその変遷が一層鮮明となり、県民がより理解を深めて鑑賞することが可能となります。

効果としましては、今回、作品を追加収集することで、例えば「保田井智之の世界」などのテーマによる展示を行ったり、都城市立美術館等とも連携し、保田井氏作品を集めた展覧会が企画できます。

また、県立美術館コレクション作品と合わせて、広がりのある展示活用を図ることができません。

生涯学習課関係は以上でございます。

○古木スポーツ振興課長 スポーツ振興課の補正予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料、スポーツ振興課のインデックスのところ、423ページをお開きください。

今回の補正は、一般会計で102万7,000円の増額補正をお願いしております。その結果、補正後の額は、ページの右から3列目の9億9,513万1,000円となります。

それでは、主なものにつきまして御説明いたします。

426ページをお開きください。

ページの上から2段目にあります健康教育指導費でございます。512万4,000円の減額補正を

お願いしております。これは「養護教諭等研修事業」における初任者研修に係る非常勤職員の報酬や研修等の講師謝金や旅費などの執行残のほか、「豊かな心・健やかな体を育む食育推進事業」において、国の委託額が当初要求していた金額を下回ったことなどによるものでございます。

次に、その下に保健管理指導費でございします。245万9,000円の減額補正をお願いしております。これは県立学校児童生徒保健管理指導における児童生徒の各種健康診断や心臓検診に係る検診料等の執行残でございします。

次に、その下にあります学校安全推進費でございします。1,500万円の増額補正をお願いしております。これは「日本スポーツ振興センター共済事業」における、学校管理下での児童生徒の負傷や疾病などに対する共済給付金が、当初の見込みを上回ったことによるものでございします。

続きまして、427ページをお開きください。

ページの上から2段目にございします「競技力向上推進事業」でございします。261万3,000円の減額補正をお願いしております。これは選手強化における、「みやざきから夢と感動を！世界に輝くアスリート育成支援プロジェクト補助金」の「はばたけ！女性アスリート事業」に係る旅費等の執行残でございします。

スポーツ振興課は以上でございします。

○向井文化財課長 文化財課関係の補正予算につきまして御説明いたします。

お手元の平成28年度2月補正歳出予算説明資料の文化財課のインデックスのところ、429ページをお願いいたします。

今回の補正は、一般会計予算で2億158万3,000円の減額補正をお願いしております。この結果、補正後の額は、右から3列目の欄にありますよ

うに5億1,767万5,000円となります。

以下、主なものにつきまして御説明いたします。

431ページをお開きください。

初めに、上から5段目の(事項)文化財保護顕彰費につきまして、870万6,000円の減額補正をお願いしております。主な理由としましては、説明欄の5の「西都原古墳群調査整備活性化事業」におきまして、国庫補助額が当初の予定より少なかったことにより、事業経費が減額となったものであります。

次に、一番下の(事項)埋蔵文化財保護対策費につきまして、1億8,350万8,000円の減額補正をお願いしております。主な理由としましては、次のページ、432ページをお開きください。説明欄の3の「農業水利・土地改良事業発掘調査」であります。試掘調査の結果、遺跡が確認されずに、本調査の必要がなくなったことにより、発掘調査の経費が減額となったものであります。

また、その下の4、埋蔵文化財発掘調査の国道等発掘調査及び東九州自動車道関連発掘調査におきまして、事前の試掘調査の結果、当初予定しておりました本調査の対象面積が減少したことや本調査が不要となったため、発掘調査経費が減額となったものであります。

なお、国道及び東九州自動車道関連発掘調査は、事業者であります国土交通省と西日本高速道路株式会社から、県が委託を受けて実施しているものでありまして、経費は、全額、各事業者の負担となっております。

次に、同じページの中ほどにあります(事項)博物館費につきまして、228万1,000円の減額補正をお願いしております。主な理由としましては、博物館の管理運営費及び設備充実事業の執

行残でございます。

続きまして、次のページの433ページをお開きください。

中ほどにあります(事項)考古博物館費につきまして、278万8,000円の減額補正をお願いしております。主な理由としましては、説明欄の管理運営費でございますが、光熱水費等の執行残でございます。

資料かわりまして、お手元の平成29年2月定例県議会提出議案(平成28年度補正分)と書かれました資料をお願いいたします。

繰越明許費について御説明申し上げます。

資料の12ページでございます。

資料の中ほどにあります(款)教育費、事業名「民家園文化財再生・伝世事業」をごらんください。現在、総合博物館には、江戸時代に建てられました民家を4棟展示しております。この事業は、その民家のうち、県指定の文化財2棟につきまして、平成28年度から29年度の債務負担により、保存改修工事を行うものであります。

繰り越しの主な理由としましては、工事の実施設業務を行うに当たり、文化財の価値を損なわない保存修理工事を、専門機関の指導を受けながら検討いたしました。その検討に日時を要し、本体工事の工期が不足したものであるものであります。繰越額は2,814万9,000円をお願いするものであります。

文化財課関係は以上でございます。

○米村人権同和教育室長 人権同和教育室の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の人権同和教育室のインデックスのところ、435ページをお開きください。

今回の補正は、一般会計で107万4,000円の減額補正をお願いいたしております。この結果、

補正後の額は右から3列目にありますとおり817万円となります。

その主な内容について御説明いたします。

437ページをお開きください。

上から5段目にあります(事項)人権教育総合企画費で、95万4,000円の減額補正をお願いいたしております。これは人権教育の総合企画に要する経費の執行残でございます。

次に、(事項)人権教育連絡調整費でございますが、12万円の減額補正をお願いいたしております。これは、人権教育関係団体等との連絡調整に要する経費等の執行残でございます。

人権同和教育室の説明は以上でございます。

○渡辺委員長 ありがとうございます。

議案に関する執行部の説明が終了したところですが、お昼になっておりますので、ここで暫時休憩とし、午後の委員会は1時15分に再開をさせていただきます。ありがとうございます。暫時休憩します。

午後0時12分休憩

午後1時14分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

議案に関する執行部の説明が終了したところでございますので、質疑はございませんでしょうか。

○緒嶋委員 国が10分の10出す、いろいろありますね、グローバル・リーダー育成事業とか。10分の10で減額になっているのが幾つもあるんだけど、これは、国からの内示というのか、決定が来なかったから仕方がないという。当然、これを組む上においては、ある程度、国と接触する段階で可能性があるということで予算を上げるわけじゃないですか。これがだめになったというのは、どういうことになるわけ。そこ辺の

事前の調整がうまくいかんかった、どういうことかな。こういうのが幾つか、10分の10が減額になっているのがあるというのは。

当初の予算を組む段階では、可能性があるということで組んできただろうと思うのですけれど。これは、県が金を出さんでも金が来るわけだから、一番いい予算なわけですよ。それが幾つも減額になっている、この理由は、どういふことでこうなったのか。

これは全てが減額になったのか、あるいは一部が減額になったのか、その内容。グローバル・リーダーとか、そのほか次世代アグリリーダー育成事業とか10分の10がですね。

○飯干学校政策課長 例えばグローバル・リーダー支援事業ですけれども、スーパーグローバルハイスクールというものがあり、今うちが2校指定されているんですけれども、全部で3,200万円の予算を組んでいましたが、国の予算削減により、委託額が当初予定した額を下回って、契約額が2校で1,700万円となったために、この額が落ちたということになります。

もう一つ、SPH、スーパー・プロフェッショナル・ハイスクールは、高鍋農業高校が昨年申請をしていました。そして、その申請の決定が来るのが3月末なんですね。このSPHだけは、1,000万円余、全額国が出すということでしたので、全額が落ちてしまったということになります。もちろん、ことしも申請してまして、この決定がまた3月末になるということで、こういう状況になっております。

○緒嶋委員 3月下旬に決定したものは、予算的にはどういふふうになるわけ。今これに載っている予算は28年度で執行するわけ。

○飯干学校政策課長 この予算は昨年の2月に計上したもので、昨年の3月の本当に末、30

日、31日に決定されるものですから、その段階で。

○緒嶋委員 それと、395ページ、県立学校老朽化対策事業というのが1,640万円減額になっておるわけだが、先ほど警察のほうで、老朽化施設が倒れて、ほかの人の自動車に被害を与えたというようなことで損害賠償まで出てきたわけですが、こういう老朽化対策は、予算に組んである以上は、不用額を出すというよりも、できるだけ予算を執行して、長寿命化というか、そういうものをやるべきだと思うんですけれど。不用額を出すことがいいことじゃないと、私は逆に思うわけですが、この考え方はどげんかな。

○大西財務福利課長 老朽化対策につきましては、個々の維持管理全体に言えるんですけれども、工事に関しては、県債、いわゆる起債を充てております。起債はそれぞれの項目ごとで使途が決められるものですから、もしそこで執行残が出たときには、その起債も返さざるを得ないという事情がございます。

この老朽化に関しましては、大体7億1,000万円ぐらい当初予算を組んでおりました。そのうち起債が5億9,000万円、それから一財を1億2,000万円程度組んでいたんですけれど、結果的に、一財については全て使わせていただきました。起債だけの分をお返ししたという状況でございます。

○緒嶋委員 それは仕方がなかったということやな。それは、そういうことでぜひやってもらいたい。

それと、この前、門川高校の換気扇が適正に稼働しなかったのでいろいろ問題になったんじゃないけれど、ああいう学校の保全的なもの、維持的なものが、学校長の責任では当然あるわけだけれど。管理がうまくいってないからああい

う障害が出てくるわけで、そういうものが出てくるといことは一番困るわけですね。それは、子供にとっても、学校運営としてもおかしいわけで。

そういうものに対する予算については十分に組まないといかんと私は思うんですよ。管理が悪かったから、ああいう事故が起きました。申しわけありませんで、私は済まんと思うんですけど、そこ辺の各学校の管理営繕状況というのは、財務福利課は十分承知しておるのかどうか。それぞれの学校がどういう管理運営して、どこに課題があるかというのを、財務福利課は十分わかっていなきゃいかんわけですね。

そこ辺がうまくいってないから、ああいう事件というか、事故が起こることになるんじゃないかなと思うんですけど、そのあたりはもうちょっと目を光らせて、予算的にも対応していかないかんのじゃないかと思うけれど、そこ辺はどう考えておる。

○大西財務福利課長 学校施設の維持管理は、私どもの課の本当に大命題でございます。まず、大体4月から5月にかけて、各学校にそういうふぐあいがある箇所とか、調査をしていただいで上げていただきます。それから、同時並行で、年度途中でもたびたび出たりしますので、その都度、ふぐあいがあつて、このくらいのお金がかかるということで。それこそ毎日のように何件かずつ上がってくるような状況です。それに関して、極力予算を令達して改善をしているという状況です。

門川高校に関しましては、換気扇が2つ動かなかったということ、多分学校側も気がついてなかったんじゃないかと思っています。

○緒嶋委員 気づかなかつたということが問題なわけだから、そこ辺をどうするかということ

を考えんと。恐らく学校としても、これ要望しても予算的に財務福利課がだめと言うだろうというのが先にあるから出さんこともあるんじゃないかと。あんたところの学校は、どれぐらの予算内で要望してくださいというのを最初やるじゃないですか。そこ辺はどげんですか。予算の手法として。

○大西財務福利課長 私たちはワースト3と言っているんですけど、まず3カ所、学校である程度の規模の改修箇所の希望を挙げてくださいというふうをお願いして、上げていただきます。それは、200万円とか、100万円とか、ある程度の額。このほかに、その都度、ふぐあいが生じた場所については上げていただいて、極力対処するような状況でやっております。

○緒嶋委員 最初から3カ所と言えど4カ所上げられんわけだから、そこ辺が問題だと。問題があるものはできるだけ上げて。それを平等に3カ所ということ自体がおかしなわけで。問題があるものは上げて、その中から優先順位を決めていかないと。最初から3カ所なら、学校に10カ所ふぐあいがあつても、3カ所しか上げられないということになると、4カ所目は、当初予算としては予算がつかんということになる。

あとは補正だから、それはだめだということ。大概のことはそうです。当初予算にないものは、補正でそういうのは認められんという。きょうは財政課が来てるのかしらんが、財政課がそれはすぐそう言うだろうと思う。そこ辺はもうちょっと、本当にどこに課題があるのかと全体を洗い出して、そして対策を立てていかんと、今後ともああいうふぐあいが起こらんということとは言えんと思う。

だから、本当に、長寿命化というのは、今は耐震も含めて一番重要なことだから。そういう

ふうに予算をめり張りつけたものに持っていかんと。学校運営で今後いろいろな問題が出てくるんじゃないかな。そのあたりの予算要求の手法を変えたらどうですか。

○大西財務福利課長 委員御指摘のように、学校の老朽化の改善は、いわゆる生徒の安全安心という部分もございまして、そのあたりは十分考慮して、今後、予算の執行なりに努めてまいりたいと考えます。

○緒嶋委員 特に建設年度がいろいろあるわけですね。もう40年前とか、近ごろつくったのはそんなないだろうと思うけど、そこ辺の問題もあるし。特に今からは何でも老朽化対策、長寿命化というのが絶対必要だし。もう耐えられないものは、ある程度、営繕的に変えていかんと、今後問題が起こるんじゃないかなというふうに思います。これは教育委員会全体として考えていってほしいなということ強くお願いしておきます。もう絶対、ああいうことが起きないように。これはみんなに迷惑がかかるわけであって、学校の信頼そのものを損なうことにもなるわけだから、ぜひよろしくをお願いします。

○中野委員 413ページ、それとページめくったところにも人件費がある。なるだけ無駄を省いて残していただいたほうがいいわけやけれど、執行部としては当初予算をばんと組みたい。基金がわずか200億円ぐらいになりましたと。また年度末になると200億円ぐらい。そういう中で、例えば413ページ、まずこの学校非常勤職員賃金。これは産休の交代要員とか、これを説明して。

○西田教職員課長 産休、育休については常勤講師になりまして、これとは違う算出になります。

○中野委員 これなんかも1億円。大体職員とか、そんなに例年変わる。これ何でこんなに1

億5,900万円も減ったんでしょう。

○西田教職員課長 非常勤講師とかは、年間最大の所要額を見積もりまして、その関係でいきますと、勤務日数が実績に満たなかったとか、非常勤講師であれば、授業時数があつたのだけれども、授業ができなかったとか、そういうようなものが結構多くありまして、減額の幅が大きくなっているというような状況。

○中野委員 例えばこれが150万円とかね、それやったら、そういう違いがあるよね。1億円、億がつくとね、1日の日当が1万円としても、かなり大きい金額だと思うのですね。

それからもう一つ、次の退職手当4億4,000万円。大体、退職者というのは、年齢的に1年から2年前にはわかるよね。希望退職でやめても何人か。これでいうと、15人分ぐらいの違いかなと。この違いというのは、何でこんなに出るわけ。

○西田教職員課長 実際、正職員29人の減です。その内訳を言いますと、定年退職が13人減……。

○中野委員 それはいいので。要は最初と年度末、何でそんなに見込みが違うかということを知っているわけ。

○西田教職員課長 定年退職については、1月から3月までにやめられる方がおりまして、12月に積算するので、そこから13名やめられております。だから、13名減はもう仕方ないと。

あとは、要は勸奨退職をどう読むかという問題があります。そこについての部分でいうと、なかなか難しい部分がありまして、実は96人を見込んでいたんですが、74名だったと。そこに原因はあると思います。ただ、勸奨退職の場合、その年々で変わりまして、100名を超える場合もありまして、これで増額補正とかなったらいけませんので、ちょっと余裕を持って組んでいる

というのが現状であります。

○中野委員 勸奨退職というのはどういうのがあるんですか。定年前にやめなさいというわけ。

○西田教職員課長 一番の中心は、25年以上勤務の対象者です。これが3月31日でやめられる場合は勸奨退職扱いという形になります。

○中野委員 それなら前もって希望をとるとか、そういうのはある程度わかるんじゃないかなと思う。

それから、職員数の減というやつ。これは、説明であったんやけれど。

○西田教職員課長 この予算の編成に当たっては、本年度でいえば、来年度予算ですけれども、本年度の1月の現員の現給、そのときいた人数の給与を合計した数字で予算を組むように全庁的になっておりまして、それからすると、最終的には正職員が63名減ったということで、このような数字になっております。

○中野委員 それと、産休とかね、1年に産休で休んでいる先生って大体どれくらいですか。

○西田教職員課長 ちょっと時間を。

○中野委員 これには産休をとっている先生の分も正職員としてカウントして入っているわけでしょう。

○西田教職員課長 これは、産休そのものではなくて、その代替で来る常勤講師の数で計算してあります。

○中野委員 いずれにしても、県職員1万9,000人ぐらいいるけれど、もうちょっと何とか金額を。丸が1つ、1つとは言わんから、零コマ分ぐらい多いのかなという感じがしますけどね。ぜひもうちょっと工夫してくださいよ。1年でこれだけ人件費の見込みが違ってくるといのは、足らんのならまだわかるけれど。ぜひそういうことで。

○渡辺委員長 先ほどの件はわかりますかね。

○西田教職員課長 産休が37名と。

○中野委員 財政課は膨らまかして予算をつけるほうがいだろうけれど、我々としては、余りにもその差が大きいのかなと感じますから、ぜひ。もうことは間に合わんか。

○高橋委員 退職手当、私は理解できなかったものですから、再度確認しますけれど。定年は29人分とおっしゃいましたよね。定年の人13名が1月から3月に早目に退職された。そのことでなぜ返さないかん。85億4,000万円をいわゆる当初で組んであるわけだから、この中から出しているはずなのに。これをむしろ計算に入れないといかんのじゃないかなと思いましたがけれど。私が理解してないのかもしれないですよ。29名が定年でしたと。ところが、13名分は1月から3月に早目の退職だったから余ったんですよというふうに聞こえたんですよ。

○西田教職員課長 今おっしゃったとおりで、最初、予定としては266名、昨年の段階で、次年度は266名と。12月から始まりますので、そこから定年として予算を組んだのだけれども、1月から3月までの間に13名、次の定年退職になるべき方がやめられたと、早目にやめられたということでもあります。

○高橋委員 退職手当費というのは1本じゃないですか。その中に、定年だろうが、早目にやめるだろうが。

○西田教職員課長 来年度の退職、例えば今度の当初でいくと、来年度の退職者数をことしの今の状況の1月1日ぐらいで大体見るんですね。ところが、本当は次年度退職すべき人が、早めに1月から3月まででやめられる場合があります。そういう状況で。

○高橋委員 理解しました。順次尋ねていきま

すが、わからないので教えてください。総務課の費目に、なぜ社会教育費と保健体育費があるのかなど、素朴な疑問です。

○**亀澤総務課長** 組織と関係もございまして、教育事務所管轄とか、そういうことも含めまして、教育庁、いわゆる本庁と教育事務所等、出先の全てを含めて、職員費、人件費の予算は全てうちで組んでいると。目的別に、社会教育関係の目、スポーツ振興関係の目というのは、財政の体系上、そういう制度にされていますので、色分けをしなきゃいけないということで。いわゆる人件費が3つに分かれて、通常の事務局の職員費と生涯学習関係の社会教育費という目でそれぞれ分けて措置しているという状況でございます。

○**高橋委員** 財務福利課です。先ほどから話題になっています。起債分については当然返すから、これはしょうがないとして、一般財源で措置しているやつが、例えば入札残とかあるじゃないですか。緒嶋委員もおっしゃったように、現場は萎縮していることをよく耳にします。それは遠慮しないで上げないといかんですわというようなやりとりも何回か過去にしたことがあって。この執行残が確定する時期、最終的にまとめられる時期というのはいつごろでしょうか。

○**大西財務福利課長** 補正予算を提出する12月ごろには大体見込みを立てまして、補正予算の編成をさせていただいております。

○**高橋委員** その年でまた変動があるから、ことしの28年度の補正で変わるのかどうかわかりませんが。場合によっては執行残が大きく膨らんで、結局、後回しにしていた当該年度で執行できないものについて、これはやれるなど、そういうときには、事業の執行を認めるものです

か。いわゆる現場から上がっていたやつで、現年度の予算でできないから、来年度でこれはお願いしますよとしていたやつを繰り上げることは可能ですか。

○**大西財務福利課長** 補正予算も、実際には、そのときに執行残がこれだけ出たから、そのとおりすとんと落とすというわけじゃございません。回せるものは、できるだけ回したいという気持ちがございまして。学校の老朽化とか進んでいまして、非常にお金が足りないというのは重々私たちも承知しております。

それで、どうしても落とさざるを得ないもの、例えば先ほど申しました起債の部分だとか、国庫補助の交付決定の部分とか、そちらのほうは落とさざるを得ないんですけれども、落とさなくても済むものは、極力補正で落とさないような努力はいたしておるつもりでございます。

○**高橋委員** わかりました。先ほどからありますように、安全対策とか、健康管理上急ぐものとか、それは当然十分に協議されてやっておられると思うので、優先順位をしっかりと確認した上で、極力執行をお願いいたします。

続けていきます。先ほど緒嶋委員もおっしゃっていましたが、405ページで不採択というのが何回か出てきたやつ、高鍋農業高校と2校指定の1,700万円、これは別物ですよ。2校指定の3,200万円が1,700万円に減額されたというやつで、指定を受けた学校は、この事業ができたかどうか疑問なんです。額がかなり落とされているからですね。

○**飯干学校政策課長** スーパーグローバルハイスクールなんですけれども、最初、1校、1,600万円でしたので、3,200万円ということで組んだのですが、国のほうから2校で1,700万円ということとなったのですが。このため、予算計上し

ていた外国語の非常勤職員の人件費、これは、スーパーグローバルですから、プレゼンテーションとか、研究を英語で行ったりとかするので、そういった外国語の非常勤職員にアシストしてもらって、助けてもらおうということで人件費を計上していたんですが、それができなくなってしまったので、別の事業とのタイアップで、ALTの方を活用したりとか、事業計画の質を極力落とさないようにはしたところでありました。

○高橋委員 高鍋農業高校の不採択の理由は、何か明確にわかるものがあれば教えてください。

○飯干学校政策課長 ちょっとお待ちください。高鍋農業高校の場合、SPHというんですが、全額、人件費も、いろんな設備投資費も国が出すので、それがなくなったので落ちたのです。高鍋農業高校は、農業育成ということで、長期就農とかをPRしながら申請をしたわけですが、それが国に認められなかったのです。これは3年目になるのですが、ことし、全国から55校の応募があつて、主に専門高校ですが、28年度は10校、スーパープロフェッショナルハイスクールと。10校のうち農業が全国で3校ということで、非常に少ないのですが、そういった反省も踏まえて、ことし、取り組みの見せ方を工夫して、また来年度出しているところでもあります。

○高橋委員 生徒のためですから、何とか採択できるように、またよろしくお願ひしたいと思います。

続けて、同じ不採択の理由を聞くのですが、409ページ、特別支援教育室のキャリア教育・就労支援等の充実事業、これも不採択ということでぱっきり切られたようですが、理由を教えてください。

○川越特別支援教育室長 当初、障がい者の就

労支援ということで、卒業生を特別支援学校のほうで雇用できないかという事業を考えておりました、それで予算を組んでおったところですが、在學生を対象にした事業でないと認められないということで、国のほうから不採択になったということでございます。

不採択になりました部分につきましては、みやざき人財づくり基金を利用いたしまして、これまで取り組んでおりましたチャレンジ検定でありますとか、あるいは卒業生を学校に招いてセミナー、既に働いている先輩方の話を聞くとか、そういった事業は引き続き実施をしているところがございますので、在籍している生徒に関しましては特に問題なく進められているところでございます。

○高橋委員 採択されたときの内容、今聞いていい内容だなと思った。卒業生の雇用の場になったからですね。しかし、事業としては継続になったわけですね。結果的にはそういうふうになったからよかったんですけど。わかりました、ありがとうございます。

前も聞いたことあるのですが、旅費の減額は赴任旅費が大きいと思うんですけど、辞令で通勤がこれは不可能だよと、そこに住んでくださいという辞令の人に赴任旅費というのは支給されるんですけど、それぞれ小中高とあるのですが、いわゆる赴任旅費分を何人発令して、返還が何人分なのかを教えてください。

○西田教職員課長 赴任旅費については、小学校の支給対象が350人です。人数でよろしいでしょうか。中学校が233人です。高等学校が130人、そして特別支援学校が44名です。合計が757名という形になっています。

○渡辺委員長 これは、不要になった分ということですね。

○高橋委員 だから、そのうち不要になった人数は何人かなど。そこが大事なんですな。

スポーツ振興課の426ページの日本スポーツ振興センター共済事業の150万円、足りなかったから増額補正ですけれど、1,500万円だから結構大きいですよ。数がふえたのか、何か大きなけががあって補償が必要だったのか、その辺の内容をお願いいたします。

○古木スポーツ振興課長 この日本スポーツ振興センター共済事業というのは、学校の管理下において、児童生徒の疾病あるいは負傷によつての医療費等の給付を行うという制度です。その給付金もそうなのですが、もう一つ、見舞金というのがございまして、それも含んでおります。これは、大きな障がいが残ったりとか、死亡した場合に、その見舞金というのを支払う、給付することになっておりまして。本年度、非常に残念なことなんですけれども、死亡の見舞金というのが1件発生しておりまして、それが2,800万円ということで、ここが主な要因として、このような状況となっております。

○高橋委員 事細かな詳細はよろしいですが、どういった事故かぐらいまでは言えるんじゃないですかね。お願いします。

○古木スポーツ振興課長 最終的な病名は急性水頭症ということで聞いておりますが、場面としましては、部活動中にちょっと頭痛がするということで部活を中断して、周りにいた顧問等が救急車のほうで運んでいく。すぐ意識がなくなって入院して、次の日に亡くなるというような状況でございまして、そういったところの事故でございまして。

以前、その子については、何か持病があるとかいうようなことは特になくて、そういう運動制限があるというような生徒さんじゃなくて、

予防ということは非常に難しかったのかなと考えているところがございます。一応そういったところがございます。

○高橋委員 余り記憶になかったものですから聞いたのですが、それで保護者の方々も理解といたしましょうか、これで落ちつかれたわけですね。わかりました。

○渡辺委員長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

○緒嶋委員 育英資金の資金貸与事業で、3億8,595万1,000円の補正がされておるわけですが、これは、それだけ償還がふえたということ、どういうふうに理解すればいいんですかね。

○大西財務福利課長 育英資金の予算を立てるときには、まずどのくらい貸し出すか、いわゆるこのくらい貸したいなという金額をまず立てまして、それに対して返還金がどの程度かということから積み上げていきます。例年、貸出金額に比べて、返還金のほうが正直少のうございます。そのために、来年度、ある程度、繰越金があるだろうというのを前提に、今回でいえば2億8,000万円ほど繰越金を見越して28年度予算に充てておりました。

27年度の決算を去年の9月にしていただいたんですけれど、そのときに繰越金が6億7,000万円ほど確定しましたので、その2億8,000万円を充てていた部分を除いた、この3億8,000万円ほどを今回、最終的に繰越金の残といたしましょうか、充ててなかった分が確定しましたので、補正で増額させていただいた状況でございます。

○緒嶋委員 この金額というのは、予算的には、償還した人との関係はどういうことになるわけ。これ充てたというのが。これは、貸し付けるための予算として増額したということになるわけですか。

○大西財務福利課長 歳出は貸付金のほうに増額させていただいています。

○緒嶋委員 これは、そうすると、来年度にこの増額したものは、一応こうなったが、来年度の予算との絡みはどうなるわけ。29年度予算の中では。

○大西財務福利課長 29年度も、まずどのくらい来年度貸し出しが見込まれるかというので、ある程度、少し多めに組みます。それで、恐らく返還金が足りませんので、また繰越金を少し充当させた形で当初予算で計上させていただこうというふうに思っております。これだけ確定しましたので、また恐らく28年度の決算をしたら、ある程度、繰越金の残が出てくると思います。

この表の右側のほう、27年度を見ていただくとわかるんですけども、27年度も13億4,000万円ほどの当初予算に対しまして、最終予算は16億4,000万円ほどと。やはり4億円ぐらいの繰越金の余剰分といいたいまいしょうか、見込みより多かったということで、最終的にはそういう形で歳入と歳出を合わせている状況でございます。

○緒嶋委員 償還は、滞納とか、償還金があるわけですが、今は大体順調にいったおるわけですか、内容的にどうなんですか。

○大西財務福利課長 昨年度でいえば、返してもらわなきゃいけない額に対して67%程度の返還率でございました。ここを何とか、今頑張つて、少しでも多くの返還をとということで努力はさせていただいているところでございます。

○緒嶋委員 今からこういうのは償還しないでもいいような育英資金にしなきゃいかんというのは理想ではあるわけですけど、借りたものは返すというのが、一つの金銭の道徳であるわけだから、そこ辺はいろいろ手法を今考えておら

れますけれども、それは努力してもらわないといかんということですね。

それから、美術品のこれ、言わんといかんかなど。美術館の副館長さん、ここのあたりをもうちょっと美術館的に説明してください。

○四位美術館副館長 ここではっきりと、作家さん、それから作品をこうやってお示しできることをうれしく思っております。作家さん、保田井智之さんという方なんですけれども、この方は、都城市出身の方でございまして、中央のほうで活躍されている非常に有望な方です。先ほど説明もさせていただきましたけれども、この方は有名な賞もおとりになり、それから県の文化賞の芸術部門も受賞しているという、非常にこの世界においては確たる地位を築きつつある方ということになります。

この方の作品をごらんいただきますと、2つとも木でつくってあるんですが、その木と、それからブロンズなんです、金属をあわせて使うという非常に特徴的な作風を確立された方。しかも、木を使って木像をつくるというときには、普通、1本木を削ったりしてつくりますが、そうではなくて、これは、例えば小舟をつくるように、薄い板を張り合わせていきながら造形していくという独特の手法を使っております。

基本的には、そういった手法を使いながら、小舟の美しいフォルムをほうふつさせるような人物像というのを得意とされて、大体1990年代に1つの形を確立して中央で認められたということで、先ほど申し上げた平櫛田中賞というのをとっておられるということです。

最初のほう「ひとくれの土 七月」というものについては、人物により近いなというふうにお感じいただけると思うんですが、船というようなイメージから少し離れた、一つの中間的な

形態をここで確立された作品で、これは、2010年に私どものほうで「宮崎—四つの風」という企画展をやったんですが、そのときに展示させていただいたもので、非常に魅力的だということで我々も考えていたもの。

それから、2番の作品名「torusの船」という、これは、また同じ作家がつくったとは思えないような形をしておりますが、基本的には薄い木を張り合わせてつくるという、そういう作風そのものはそのままに、新しい境地を切り開こうと、作家のほうが進化しておられる途中のものというふうに捉えておりました。

いずれにしても、この両方を年代を通して収集することによって、宮崎県立美術館がこの作家を研究しやすくなるということも間違いないところでございまして、もしもこれをお認めいただきまして、私ども収集させていただけたならば、県民の方々にこれを楽しんでいただきたいと思っているところであります。

○緒嶋委員 これは、展示を見ることはすぐできるわけですか。

○四位美術館副館長 この作家についての研究自体はある程度前々からやっていたこともありまして、今回は早目に展示したいと思っております。コレクション展、いわゆる常設展をいつも年4回の期間に分けてやらせていただいているんですが、その中で、最初のほうの第1回目の常設展で出したいというふうに考えて、今準備を進めているところです。

○緒嶋委員 こういう有名な方で、宮崎県出身者ということでゆかりもあるわけですので、いいことだと思います。こういうすばらしいものを取得することは重要なことだと思いますので、ぜひ有効に基金を活用していただくように要望しておきます。

○中野委員 今回のような場合の購入方法は、美術商か何かを通して買うわけ。

○四位美術館副館長 今回の場合は、美術商を通して買わせていただいております。基金を使わせていただけるということになってから、本格的に全国的な調査、例えば美術商の方とか、美術関係者とかに照会をかけさせていただく中で、この作品2点が買える状態にあるという情報が入りまして、それで美術商のほうにお願いして、今回段取れたということでございます。

○濱砂委員 この下の形って、これ何をつくっているんですか。済みません、よくわからん。

○四位美術館副館長 これは、「torusの船」という題名がついています。トーラスというのが、言ってしまうと、穴のあいたドーナツのようなもの、要するに裏がないもの。メビウスの輪というのを子供のころにつくって、どちらが裏か表かわからないねというようなことをやった覚えもあるんですが、ああいうものごとをトーラスというふうと呼ぶのだそう。したがって、彫刻等には表も裏もないといったような観念に、この方の物理とか、数学とか、建築学のほうにもかなり造詣が深くなってきておりまして、そういった考え方のもとにこの作品をつくってみたということでございます。

実際に、ブロンズを組み込むと、先ほど申しましたが、ブロンズが、この宇宙船だか、船だか、繭だかわかりませんが、この物体の中に組み込んでありまして、簡単には外から見えないような形になる。つまり、内側も表と一緒にだというような観点で、そういった世界観をあらわしているというふうになっておりまして、見ていただければ、どんなものかは大体わかると思っています。

○渡辺委員長 今、この件続いておりますが、

関連でありましたらどうぞ。

○有岡委員 ぜひ今回のこの動きが、若い次の世代の芸術家なり、彫刻家、こうした人たちの励みになるような仕掛けとして、ぜひPRしていただけるとありがたいと思っております。

○四位美術館副館長 保田井さん、本県が誇る作家ということになりますので、この作品をもし入れることができましたら、さらに本県のほうにおいでいただいたり、そういった展開も考えられるところでありまして、そういったときに若い作家さん方との交流とかがもしあれば、さらに飛躍していくのではないかなと考えています。

○高橋委員 ちなみに、850万円はどなたに行くのでしょうか。所有権は今どこにあるのでしょうかね。

○四位美術館副館長 美術商にございます。

○渡辺委員長 よろしいですか。もし教職員課長、先ほどの件が整理されていたら。

○西田教職員課長 先ほど高橋委員から、赴任旅費が何人分余ったのかと、学校種別ということで人数をお聞きされた件につきましてなんですけれども、実は積算する段階で、結局、異動する人数と、それぞれ一人一人の距離が変わるので、赴任旅費についての積算はこれまでの実績をもとにした総額でやっております。そのような関係上、人数としてはなかなか。支給された人数は先ほど説明いたしました、残った金額でよければ金額で言うてよろしいでしょうか。

○渡辺委員長 先ほど説明があった数字は支給を受けた人数ということで。(「はい」と呼ぶ者あり)

○高橋委員 私がお尋ねしたのは、辞令を受けた人、いわゆる赴任旅費を受けるべき人が何人いて、そのうち小学校じゃ350人が支給を受けた

ということですよね。だから、もともとの支給対象者の人数がわからないかなと思ってお尋ねしたのですが、それはわからないということですか。おおむねでもわからないんですね。

○西田教職員課長 赴任旅費というのは、異動を伴う旅費で、異動対象者は大体毎年教職員の中の約3割なんですけれども、その中で異動を伴ったかどうかというところまで具体的に調べれば出てくるんでしょうけれど、積算の段階ではそれはやってないというようなことあります。

○高橋委員 これは申請するわけですよね、赴任しますということで。わかりました。感触で通勤の先生方が多いから、だから、どのくらいの方が辞令を受けたのに実際は赴任せずに通勤されているのか、その数を確認したくてお尋ねしたところです。

これは、いろいろと話題にしましたが、その地域にとって、あるいは子供たちにとって、先生たちがそこに住まわれるというのは、私はいいいことだというふうに捉えているものですから、こういう聞き方をしたのです。

ちなみに、赴任をしなくて通勤する人には通勤手当が出ます。そっちのほう安くなるんですね。

○西田教職員課長 済みません、そこまでは明確には言えないと思います。居住者でいうと、管理職は9割を超えて同一市町村にいます。一般教職員は6割5分ぐらいですけども、そのような実態はあります。

○高橋委員 赴任をしたら住居が必要ですから、住居手当が出るわけで、多分かなりの額になると思うので、通勤のほうが多分コストは下がるのかなというふうに単純に計算してみました。

○渡辺委員長 よろしいですか。答弁もいいで

すね。

○緒嶋委員 繰越明許、これは文化財課。民家園に椎葉とか諸塚、五ヶ瀬の民家があったと思うんですが、これはどこの民家ですかね。どこだったですか。

○向井文化財課長 今、県指定をやっておりますけれど、県指定の分が椎葉の民家、それと米良の民家になります。あと国の指定がありますけれども、旧藤田家と旧黒木家の古民家になります。

○緒嶋委員 これを再生するということはいいことですが、やっぱり地震対策をどこまでやるかというのが大きな課題じゃないかと思うんですけれども、この2,814万9,000円で、どの程度の地震まで耐えられるような対策になるのかと。極端に言えば、震度7ではもうだめだけれど、震度6なら大丈夫とか、どこまで耐えられるのかという基準を持って、この民家の再生をやるわけですか。

○向井文化財課長 1つ目は、改修に当たって文化財の価値を損なわないことが一つの視点になっております。それと、2つ目が、先ほど言われましたけれども、一定の耐震強度を維持する必要があるということ。3つ目が、外観を損なうことがないことでやっておりますけれども。

その耐震強度につきましては、全国でこのあたりの文化財の設計について詳しいところが余りないということで、そこに管理指導をお願いしているところではあります。これが震度7以上に耐えられるかどうか、そこまではちょっと。

○緒嶋委員 古い民家からすれば震度7は無理だろうと思っているんですけれども、震度5か6ぐらいまでは耐えられるぐらいでないと、再生事業にはならんのではないかと。南海トラフというものがある程度想定されるわけだから、そ

の辺も含めたものでないと、やはり意味がないんじゃないかなと思いますので、そのあたりはそういう専門家といろいろ協議していただいて。言われたとおり、民家の本質的なものが壊されるようなことじゃどうにもならんわけですが、できるだけ、今後、長い間存続できるようには考えてほしいなど。あれはすばらしいものです。宮崎神宮の奥のほうですので、博物館のちょっと裏にもなるし、なかなか目につかるところじゃけれど、行ってもらえばすばらしいものですので、ぜひですね。

保存については、これで全部が終わるというわけじゃないとでしょう。まだ、あと継続してやらないといかんという事業になるんじゃないですか。ほかの民家はどうかと。

○向井文化財課長 先ほど申し上げましたとおり、今4棟ありますけれども、国指定分、重文につきましては、26、27年度で終わっております。あと、県指定の文化財が2棟残っているわけですが、これは28、29年度で終わる予定でございます。

○緒嶋委員 であれば、一応耐震的なものは全部終わるといことですか、これで。

○向井文化財課長 終わります。

○緒嶋委員 わかりました。

○有岡委員 スポーツ振興課のほうに、まず2点ほどお尋ねしたいと思うんですが。427ページの選手強化の中で、執行残が226万6,000円という金額が出ておまして、特に女性アスリートを強化していくことが大きな課題だというふうに理解してしまして、例えば女性が大会に参加するときの子供たちのケアとか、そういった分野の充実がなされた中での執行残なのかどうか、そこら辺の現状を教えていただきたいと思いません。

○古木スポーツ振興課長 今、御指摘のところでございますが、特にこの選手強化の部分が本県の競技力向上の大きな部分であります。その中の特に執行残が出た部分につきましては、実は残念ながら女性アスリート事業の部分が多くございます。それはこの女性アスリート事業の狙いの一つとして、ママさん選手が大会に出るときに子供さんを連れていったりする中での保育士の謝金であるとか旅費等を負担するものが一つと、もう一つ、国体の新種目として今後出てきます種目等を、ウエイトリフティングであるとか自転車とかラグビーとかボクシングの女性選手で頑張っている選手を支援するという、大きく2つあるんですけれども。その後半の部分、今申し上げました国体の新種目の支援の部分はかなり活用していただいて、25名ぐらいの活用で、ここはこちらの予想どおりの執行がある程度あったのですが、ただ、ママさんアスリートの部分が、この予算を立てる段階では大体16名ぐらいを想定して支援をしていこうということでありましたが、結果として、ことし利用されたのがホッケーが5名、弓道が1名、剣道が1名など10名ということで、そこあたりの6名分が残になって残ってございました。でも、ここがもっともっと活用できて、これが足りないというぐらいになることが競技力向上につながるのかなと思います。

この事業としては、引き続き女性競技力の向上に努めてまいりたいと考えております。

○有岡委員 ぜひこういった事業の予算を使っただけで、新しい女性参加の文化をつくらせていただくためにも頑張っていたらいいと思います。

もう1点よろしいでしょうか。文化財課のほうにお尋ねしたいと思いますが、432ページに農

業水利・土地改良事業の発掘調査というのがございまして、試掘なり調査したら、そういった遺構がなかったということで、予算が全額ゼロになったというお話でした。例えば、周知の遺跡とか、そういった場所であれば当然調査をするわけですが、こういったゼロの可能性があるとところにおいては、事業を少しでも早く展開するためにも、もっと早い段階で、遺物が出てこないとか、遺跡ではないと、そういう判断はできないものなのか、その点をお尋ねしたいと思います。

○向井文化財課長 こういった開発事業に伴う発掘調査につきましては、当初予算を編成する場合、まだ土地の買収が終わっておりません。土地の買収、公有地化が終わっておりませんので、当然、試掘ができないことになっております。その買収が終わってから試掘をやるわけですが、その前に予算化は最大限で開発事業の進捗に影響がないようにつくっております。試掘の結果、ないということがわかるので、こういった補正ということになります。

○有岡委員 わかりました。ぜひ埋文のほうの理解をしていただくためにも、今後ともよろしくお尋ねしたいと思います。

○中野委員 404ページの初任者研修事業。額面どおりとれば新しい先生の研修事業かなと思うんですけど、これはもともと初任者研修事業は予定としては幾らあって、その中で約2,000万円減額するのとかという、もとの金額。それと、内容的には、ちょっと説明があったかもわからなかったけど、どういふので2,000万円減額なのか。

○飯干学校政策課長 この初任者の研修事業は、まず初任者の数に対して、主にこの新規採用予定者の後補充をふやすべきなんですけれども…。当初は7,192万円余あります。それに対して5,135

万円を使ったわけですが、その理由として、初任者の採用人数の増によって後補充を増員すべきなのですが、積算は、これまでの非常勤の任用実績とか執行残額を踏まえて、見込み数としているところでもあります。

指導教員や教科指導員の後補充、校外研修の後補充となる非常勤講師等の報酬等の執行残ということで、2,000万円余が補正となっております。

○中野委員 こういう初任者研修というのは、どっちかという、教育委員会が主体的に教職員を集めてする事業ですよ。それで2,000万円も残が出るというのは、例えば研修者の、一これは旅費まで入っているのかな。そういう差額が出るにしても、3分の1ぐらいの2,000万円というのは結構大きい数字だね。ということは、予定の研修をやってなかったという話じゃないですか。

○飯干学校政策課長 この初任者研修ですが、特に校外での研修が年間15日あり、この間、初任者の方は教育研修センターとか、教育事務所とか、校外に出るわけです。その15日間に後補充、非常勤の先生を雇うのですけれども、それがなかなか時間的にも短い、日数的にも短く、その教科もいなかったりして、結局雇わずに、校内で授業をちょっと組みかえたりとか、できるだけもちろん自習にしないようにするという、特に小さな学校などはやりくりして、それで執行残ということになります。

○中野委員 わかりました。去年も一緒のようなこと。

○亀澤総務課長 初任者研修事業で学校政策課が組んでいる予算は、初任者研修に出た人の穴埋めで雇う場合の人件費でございまして、初任者研修の予算というのは教育研修センターの予

算として、いろんな人件費とか旅費を組んでいます。初任者研修の人数が減ったとか、そういうことはこの予算との連動ではないので。基本的には初任者、対象の方は研修をしっかりと受けているということになっております。教育研修センターのほうで、あくまでも予算は組んでいます。

○中野委員 初任者の研修は予定どおりやったということですか。あとの、その人が研修に出ている間の臨時的な経費が余ったということですか。

○飯干学校政策課長 はい、おっしゃるとおりです。

○中野委員 教育研修センターの予算をどこで見ればいいのかと聞きたいのだけど、この中にぶち込んであるのですよね。何もかもね、それぞれの各課の実績予算で。

○亀澤総務課長 補正予算ですので、ちょっと見づらいというのはあると思いますが、教育研修センター費という形で、ページでいえば390ページになります。390ページの総務課の予算の中に教育研修センター費というのがございまして、こちらのほうに研修費という形で組んでおります。この分は人件費が入っていませんので、そんなに金額は張っていませんけれど、補正前の額で2億3,000万円ぐらい、研修とか、いろいろな運営費等に係る経費をこちらのほうで組んでおるところでございます。

○濱砂委員 403ページ、「ホップ・ステップ・世界にジャンプ!～海外留学支援事業～」、これは、どういう内容の事業なんですか。

○飯干学校政策課長 内容に関しましては、グローバル意識の向上と留学理解促進ということで、英語の力をつけるために、例えばワールドキャンプ in h i n a t aを高校1年生、

2年生を対象に行ったり、もう一つは、先ほど言いました、海外への長期派遣の補助等になっていまして。目的としましては海外留学をふやしたり、スーパーグローバルハイスクール事業に取り組んでいますけれども、高校生の英語力の向上や海外留学の促進ということになっております。

○濱砂委員 上限があるんでしょうか。290万円、300万円という金額は大体何人分ぐらいに匹敵するんですか。

○飯干学校政策課長 まず、長期派遣の見積もりが3人分、1人30万円ですね。これが全額国費を財源としていましたが、実績がなかった。もう一つ、短期派遣が300万円のうち、本年度は私立高校の計画に対して補助設計されたんですが、計画では30名、すなわち1人10万円の補助だったんですけれども、実際は対象校のほうから10名程度の派遣となって、200万円が実際に使うことができませんでした。

○濱砂委員 いわゆる30人予定していたのが、10人しか行かなかったということですね。

○飯干学校政策課長 これはもともと学校がこういうふうなプログラムを組みますというのを国に申請して、国が、わかりました、30人分あげましょと、それから学校は生徒に呼びかけるんですが、実は10万円以外に留学にはほかのお金も要るし、手を挙げさせたら、生徒が10人しか集まらなかったということでございます。

○濱砂委員 それから、特別支援学校、先ほど1,100万円の減額はわかったのですが、ちなみに特別支援学校の卒業生と今年度の就職率はどんなだったですか、聴覚、視覚は別として。

○川越特別支援教育室長 卒業生の数が全体で194名で、就職者数が47名ということでございます。

○濱砂委員 施設以外の一般就職ということですか。

○川越特別支援教育室長 いわゆる一般就職の人数でございます。

○濱砂委員 うちA型事業所がどのくらいだったですか。A型は何人ぐらい就労していますか。

○川越特別支援教育室長 ちょっとお時間をいただけますでしょうか。済みません。

○渡辺委員長 わかりました。すぐに出そうですか。少し時間がかかるようであれば進めますが、大丈夫ですか。

○川越特別支援教育室長 少々時間をいただけますでしょうか。

○中野委員 この学校の先生の給与の中の残業代の金額、これはどのぐらい見とるんですか。

○西田教職員課長 事務職がありますので、時間外手当が大体1億5,300万円ぐらいです。

○中野委員 9,000人ぐらいの中の1億数千万円、管理職除いて、1人当たりどれぐらいになるかな。

○西田教職員課長 普通、一般教職員には時間外の手当は出ないで、事務職員だけ出るという形になりますので。

○中野委員 それでね、働き方改革で先生はかなり多忙ですよという話でね。今、いろいろ見ると、大体、小学校3年で、朝学校へ行って帰ってきて、おたよりを見たりとかね、それ以外に先生たちはどんな仕事があるのかなと思いがら。結局、教育委員会のいろんなやつで残業やらが多いのかなと思ったんだけど。何でそんなに。そこ辺はちょっと議題と違うか。

○西田教職員課長 一つだけつけ加えますと、時間外手当がない分、教職調整額と言って給料の4%、お金が払われます。

○渡辺委員長 特別支援教育室長はまだ、もう

少しお時間かかりますか。

○川越特別支援教育室長 はい。

○渡辺委員長 わかりました。とりあえず進めます。よろしいですか。ほかにありましたら、お願いいたします。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 では、議案に関する質疑はここまでとさせていただきます。

次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○古木スポーツ振興課長 スポーツ振興課でございます。

常任委員会資料の4ページをよろしくお願いたします。

2巡目国体に向けた県有スポーツ施設の整備方針(案)についてであります。

12月の常任委員会におきまして、整備場所の絞り込み状況について中間報告を行ったところでありますが、今回さらに調査研究を進め、整備場所の絞り込みを行いましたので、御報告いたします。

まず、1、基本的な考え方について記載しております。(1)2巡目国体の開催に向けてにありますとおり、施設整備につきましては、国体や全国障害者スポーツ大会の円滑な運営や、その後の活用、地域振興など、さまざまな視点から検討しております。

また、(2)“スポーツランドみやざき”の展開にありますとおり、前回国体の際に整備されました県総合運動公園が今日のスポーツランドみやざきを支える基盤となりました。2巡目国体に向けましても、今後の新たなスポーツランドみやざきの展開に資する施設となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

2、整備候補地選定の流れにつきましては、

整備候補地選定の大まかな流れを記載しており、

(1)整備候補地の抽出及び(2)整備候補地の絞り込みにつきましては、12月の常任委員会において報告した内容となっております。

(2)整備候補地の絞り込みの体育館の絞り込み結果につきましては、前回、17候補地として報告したところでありますが、その後、えびの市から追加の要望があったため、えびの市の要望地2件を加えまして、19候補地となっております。

今回、これらの絞り込み結果につきまして、(3)整備候補地の総合評価にありますとおり、評価指数や競技団体、市町村の意見等を踏まえ総合的な評価を行い、整備候補地のさらなる絞り込みを行いました。

資料の5ページをごらんください。3、総合評価結果について記載をしております。

まず、(1)候補地ごとの条件の評価にありますとおり、周辺環境や利便性など、各候補地の条件について、県民ウェブアンケート結果等を踏まえ、記載しております4つの視点から客観的な評価を行いました。

視点の1つ目は、競技を円滑に実施できる施設機能や、来場する選手や観客の利便性を確保するための機能性としまして、具体的には用途地域や法規制、駅からの距離などを評価項目としています。

2つ目は、国体等終了後も、スポーツランドみやざきを支える中核的施設として活用するとともに、本県の観光や地域振興にも役立つ施設とするための将来性としまして、周辺人口や宿泊施設、周辺環境などの項目となっております。

3つ目は、地震や津波等の災害発生も想定し、利用者の安全性を確保するための安全性としまして、津波浸水想定や洪水浸水想定、土砂災害

リスクなどの項目になります。

4つ目は、建設費や維持費について、そのコストを可能な限り抑えるための経済性としまして、建設コストや造成工事、維持管理コストなどの項目になります。

これらの客観的な評価に加え、(2) 競技団体ヒアリング調査結果や(3) 市町村意向調査結果等を踏まえて総合的に勘案して、(4) の候補地の絞り込みにありますとおり、陸上競技場と体育館につきましては、県有地と市町村要望地から1候補ずつを、また、プールにつきましては、市町村からの要望がなかったため、現在地と県有地を候補地として選定したところであります。

一番下の表に記載しておりますが、陸上競技場につきましては、県総合運動公園と山之口運動公園、体育館につきましては、錦本町県有グラウンドと延岡市民体育館敷地、プールにつきましては、県総合運動公園と錦本町県有グラウンドを整備候補地として整理をしたところであります。

資料の6ページをごらんください。4、整備候補地の概要につきましては、それぞれ整備候補地について、基本情報に加え、円滑な大会運営、スポーツランドみやざきの新たな展開、その他の視点から記載をしております。

陸上競技場の整備候補地から説明してまいります。

①県総合運動公園につきましては、整備内容の欄にありますとおり、イベントやJリーグなどのプロスポーツの拠点として活用できるスタジアムとしての整備が期待されます。

課題としましては、中ほどの安全性の欄にありますとおり、津波浸水想定地域に位置するため、スタンドを避難施設として整備するなどの

津波対策が必要となってまいります。

建設費につきましては、下のほうの整備費用の欄にありますとおり、施設整備の約130億円に加え、津波対策費が必要となります。

財源につきましては、社会資本整備総合交付金の活用を見込んでおります。

資料の7ページをごらんください。続きまして、②山之口運動公園につきましては、陸上競技場の整備により県西地域におけるスポーツキャンプの受け入れ促進など、スポーツランドみやざきの面的な展開に資することが期待されます。

課題といたしましては、整備内容の欄にありますとおり、公園は丘陵に位置し、高低差があることから、大規模な造成が必要となってまいります。

また、大会利用等の欄にありますとおり、各種大会を行うための審判員や補助員等が不足しているため、大会運営のコスト増加などの課題が懸念され、施設の十分な活用のためには、ソフト対策等が必要となってまいります。

建設費につきましては、下のほうの整備費用の欄にありますとおり、施設整備の約150億円に加え、用地造成費等が必要となります。

財源につきましては、都城市が整備費等について一部負担の意向を示しております。また、社会資本整備総合交付金につきましては、現制度上では活用が制限されることとなります。

なお、施設整備費用の県総合運動公園の130億円と山之口運動公園の150億円の差額につきましては、県総合運動公園の場合は、既存の陸上競技場や投てき練習場を補助グラウンドとして活用するため、その差額の費用となります。

資料の8ページをごらんください。続きまして、体育館の整備候補地についてでございます。

①錦本町県有グラウンドにつきましては、整備内容の欄にありますとおり、中心市街地に位置するため、イベントやBリーグなどのプロスポーツの拠点として活用できるアリーナとしての整備が期待されます。また、国体の荒天時の総合開閉会式会場としての活用も想定されます。

課題といたしましては、県有グラウンドは現在、宮崎工業高校第二グラウンドとして利用していますので、その代替地の調整が必要となっております。

建設費につきましては、整備費用の欄にありますとおり、施設整備に約70億円、造成費等に約15億円、財源につきましては、現在の県体育館敷地の売却額の活用が想定されます。

資料の9ページをごらんください。②延岡市民体育館敷地につきましては、体育館の整備により県北地域におけるスポーツキャンプの受け入れ促進など、スポーツランドみやぎの面的展開に資することが期待をされます。

課題といたしましては、大会利用等の欄にございますとおり、各種大会を行うための審判員、補助員等が不足しており、特に体育館を利用する競技団体が多いため、各種大会の運営システムの変更やソフト対策等の検討が必要となります。

また、体操競技やスポーツクライミングなどの特殊な施設を要する競技につきましては、競技人口が宮崎市に集中しているため、延岡に整備した場合は別途対策が必要になろうかと思われます。

建設費につきましては、整備費用の欄にありますとおり、整備費用に約70億円、造成費等に約15億円を見込んでおり、財源につきましては、延岡市が整備費等について一部負担の意向を示しているところでございます。

続いて、資料の10ページをごらんください。プールの整備候補地、県総合運動公園と錦本町県有グラウンドにつきましては、両方とも宮崎市内の県有地となりますので、あわせて御説明いたします。

整備内容の欄にありますとおり、屋外の50メートルプールと屋内の25メートルプールの整備を想定しており、飛び込みプールにつきましては、県内に競技者がいないため、県外施設の活用を検討しております。

課題につきましては、県総合運動公園に整備する場合は、陸上競技場の場合と同じく、津波対策が必要となります。また、錦本町県有グラウンドに整備する場合は、周囲に高層マンション等があるため、視界対策等が必要となっております。

建設費につきましては、整備費用の欄にありますとおり、30億円から50億円程度、維持管理費は年間5,000万円から1億円程度の費用がかかると試算をしております。

資料の11ページをごらんください。5、今後のスケジュールについて御説明いたします。今回の整備候補地等についての報告を踏まえまして、県議会や関係市、競技団体の御意見を伺いながら、年度末にかけて整備候補地の絞り込みを行い、来年度の早い段階で施設整備に係る基本構想として取りまとめ、御報告したいと考えております。

なお、12ページ以降に、参考資料といたしまして、事業費の積算根拠等を記載しているところでございます。

説明のほうは以上でございます。

○渡辺委員長 ありがとうございます。その他報告事項に関する説明が終了いたしました。質疑をお願いいたします。

○緒嶋委員 陸上競技場が県の総合運動公園と山之口運動公園の2つに絞り込まれたということであるんですけども、総合運動公園の場合は、今ある陸上競技場をそのままにして新たに作るような考えなのか。それと山之口の場合は、スペース的にもかなり狭いような気がするのだけれど、それは大丈夫なのかどうか。絞り込んだ中では、そういう課題はクリアできるということで2カ所に絞り込んだわけですか、基本的な考え。

○古木スポーツ振興課長 まず、県の総合運動公園につきましては、二通り考えられると思うんですけども、今、現にかなり老朽化していますが、メインで1種の陸上競技場がございます。それを建てかえて、新たにその場所につくるという方法もございますが、現時点のいろいろな事業費の積算をしますと、根本的に全部やりかえないといけないということでありますので、そうすると、その期間またその陸上競技場が使えなくなるということになります。今あそこはサッカーのキャンプであるとか、野球のキャンプであると同時に、陸上競技場が一緒にあるということで、スポーツランドの拠点としての意味がございます。そういったことも踏まえ、例えば今のコンサルの調査によりますと、西側のほうの駐車場部分、東側が防風林になっていますので、現陸上競技場の西側ですね。西側の部分の駐車場あたりに、新たにメインをつくって、今のメインのグラウンドを補助グラウンドとして活用するという方法も考えられますので、そのあたり、両方考えられるかと思うんですけども。現実的には、先ほど申し上げましたように、スポーツランド等の関係からすると、今のグラウンドはそのままにしておいて新たに作るという方法、そういうことでこの積

算もしているところでございます。

それと、山之口につきましては、確かに御指摘のとおり、最低限の陸上競技場をつくるスペースは、ちょっと土地の造成をすれば足りるのですが、やはり敷地的には若干狭うございますので、周りの土地を少し広げていくと、購入していくということも考えていかないといけないということでございます。そのあたりは今、都城市のほうとも話し合いをしております、都城市のほうもそこは積極的に意向を示していただいているところでもございます。

○緒嶋委員 それと、アクセスについて、山之口は今度スマートインターということで、そこ辺も一つの決め手になるのかなと思っているんですけども。やっぱり高速道から入る車はかなり多い、一遍に入り込むわけですよ、時間が10時なら、9時ごろから10時まで。これで見ると、どこが駐車場かわかんような感じなわけですが、そうすると、高速道路の流れにも影響が出てくるし、駐車場なんかを含めて造成費は加算されとるわけですか。

○古木スポーツ振興課長 今、御指摘がありましたように、山之口の今の運動公園というのは、体育館もございますが、陸上競技場が一つあるんですけども、高低差がかなり、高いところと低いところで20メートルぐらいございまして。どこのレベルにそろえるかという話はあるんですけども、造成をやはりかなり本格的にやらないと、なかなか大変だなということで。この造成費がどのくらいかかるかというのが一つ大きなポイントになっておまして、そのあたりを、現実的なラインとしてどのくらいかかるかというところを今精査をしているところでございます。

○緒嶋委員 実際そこ辺がどれくらいかかるか

がないと、県病院と同じで、倍かかりましたというようなことにもなるわけですね。だから、そういうものまで加味したもので比較せんと。これでは県病院と同じようなことじゃないかという気もせんでもない。比較の指標そのものがまだ不特定というか、まだ説得力のある数字じゃないですよ。

それと、総合運動公園の津波対策を仮に別につくるとすれば、どういう津波対策をやるのかと。津波対策の費用がどれぐらいかかるのかというのも試算の中にはやっぱりないと、本当にアバウトな試算で、結果としては倍かかりましたということになるんじゃないですか。どうですか、そこ辺は。

○古木スポーツ振興課長 御指摘のとおり、今ここに示させていただいているものは、箱としての大体の金額でありますので。今、議員から御指摘いただいたように、陸上競技場につきましては、その費用の部分は一つの大きな論点として、やはり総合運動公園の津波対策にどの程度お金がかかるのか、それと、もう一つは、山之口については造成費がどの程度かかるのかというのが、大きな論点になると思いますので、まさに今ここを精査して、最終的な金額を試算をしているところであります。最終的に判断する場合には、そこもお示しをして比較していきたいと。

今回はとりあえずこの2カ所ということでございますので、この後、1カ所に絞るときのポイントとしては、そこは非常に大事なポイントであろうかと思えます。

○緒嶋委員 それと、障がい者のパラリンピク的なものも国体の中であるわけですね。津波対策ができて、障がいのある人が本当にスムーズに避難ができるか。これは南海トラフがい

つ発生するかもわからんし、発生もほとんどないかもわからんというような中ではあるけれども。そこまである程度想定して、対策というか、やっぱり頭に入れとかなないといかんね。想定外を想定するのが今の時代だから。そういうことを考えた場合には、これを一本に絞り込む段階では、皆さんが絞り込んで我々に報告するだけなのか、絞り込んだ2つが精査されて決定する場合に我々に報告するのか、その手順はどうなるわけですか。

○古木スポーツ振興課長 いずれにいたしましても、決定するには今のような数字が出てくると思いますが。その数字をもって最終的に決定する際は、いろいろな方々の御意見等も当然お伺いをしながら、最終決定をしていくということになるかと思えます。

○緒嶋委員 これはいずれにしても、恐らくこの金額で収まるというのはちょっと考えづらいと思っているんですよ。皆さんがどの程度詰めた金額で今の130億円と違って出されておるか、よくわかりませんが、我々が想像すると、これはまだ相当ふえるんじゃないかなと思います。そのあたりはやはり私と同じ認識ですか、どうですか、課長は。

○古木スポーツ振興課長 今回出させていただいているのは、箱の部分の建築の部分ということでもありますから、今、御指摘のありました津波の対策、造成費等々が当然これに加わってくるということですので、今回出しているものは最終的な金額ではございません。そこは当然加わってくるということで考えております。

○緒嶋委員 それと、やはり施設ができて車場の駐車場までですね。駐車場につくるということであれば、駐車場の台数が少なくなるというかな。そうすると、別にまた駐車場まで造成し

なきや機能しないんじゃないかということもあるわけですね。そこ辺まで含めて、やはりいろいろな検討をすべきじゃないかなというふうに思っております。

それから、体育館についてですけれども、宮崎県は一極集中で今施設がほぼ宮崎市にできておるわけです。この錦本町の県有グラウンドというのは、木花の運動公園ができるとき、黒木知事の時代は、あの運動公園は売って、その財源で向こうにつくるとというのが当初の計画だったのです。しかし、売らんまま今あるのは、ある意味じゃありがたいわけですがけれども。これは今宮崎工業高校のサブグラウンドというか第2グラウンドになっておるので、その高校の陸上の競技、スポーツに対する影響も出てくるわけですね。そうなれば、錦本町に体育館とプールをつくった場合、工業高校の第2グラウンド的なものはどうするかということまで含めて、やはり頭に入れておかないといかんのじゃないかと思うわけですが、そのあたりまで考えておられるわけですか。

○古木スポーツ振興課長 資料のほうにも出しておりますが、課題としてそこはございますので、当然、代替のどのような方法があるかということも今後配慮していく必要があろうかと考えているところでございます。

○緒嶋委員 それと、延岡市の体育館も、ここは私もたまに近くを通るわけですがけれども。延岡市の市民体育館を壊したところにつくるのか、この周辺部につくるのかという発想はどうなっているのですか。

○古木スポーツ振興課長 具体的には延岡市のほうとの今後の詰めになると思いますが、基本的にはやはり建てかえる。延岡の体育館もかなり老朽化していますし、スペース的にやはり敷

地的にも新しく別になると、また敷地の購入ということになりますので、基本的には建てかえるということ。この建物の、箱物の70億円というのも新築ということでの金額になっております。

○緒嶋委員 県の考え方としては、今、施設の一極集中は是正すべきだという。そういう基本的な考えのもとに考えられるのか。やっぱり、コストとかいろいろ考えて、それは別にして構造物、そういう施設をつくるのに適地というか。その方法の基本的な考え方はどう思っておられるのですか。

○古木スポーツ振興課長 ここは非常に難しいところでありまして、議員御指摘のように一極集中という考え方がありますので、先ほど延岡市、都城市山之口につくったときに、やはりスポーツランドみやざきということで面的な展開ができるという利点もございます。そういったところもございますし、一方では大会運営等々考えますと、競技団体の皆様は宮崎市がいいという御意見もありまして、そのあたりの考え方も一つございます。

また、つくったその後の利活用ということで、例えば延岡市、都城市につくったときに、十分そういう活用されるような体制がとれるのかどうか、青写真としてそういう展開が見られるかどうかというところあたりも今一つの大きなポイントにもなろうかと思えますし、そういったところでいろいろなコストの部分もございます。どちらがいいかという、やはり現有地につくるほうが安くつくかもしれません。それまだわかりませんが、そのあたり、コストの問題等々、非常にたくさんの要素がございまして、今この2案に絞ったところでありまして、これからこれを1案に絞るとするのが非常に難しいと

ころでありますけれども、そういった意味で特にコストの部分については、詳細にしっかりやっていますし、また御意見等を伺いながら一つ一つ絞っていきたくと考えているところでございます。

○緒嶋委員 基本的には、やはりその施設をつくった後どうするかという視点が中心になってくるんじゃないかと思うんですね、バランスというよりも。そこあたりになると、県有地につくるというような形になってくるんじゃないか。都城市とか延岡市は、2カ所ぐらいは当面上げておくと格好が悪いというような感じで上げられた程度じゃないかなと思っているけれど、本音を言えばそうじゃないですか。

○古木スポーツ振興課長 いえ、そういうことではありませんので、全市町村に調査をかけまして、最終的には延岡市と都城市のほうは、先ほども申し上げましたが一部建設費、あるいは維持管理費等の負担も考えていただけるという御返答もいただいておりますので、そういったところで選定をしているところでございます。

○緒嶋委員 延岡市、都城市がかなりの金を出せば、そういうところにある可能性もあるということですね。

○古木スポーツ振興課長 これ2案ですので、どちらかという可能性はあるということでございます。

○緒嶋委員 特に運動公園につくるなら、やっぱり津波対策にどういう説得力のある対策ができるのかというのが基本にならんと。津波が来るということがわかっていて、そこにつくるということになれば、それに、なるほどそれだけの対策を立てるのかと。コストの問題もあるから容易じゃないけれど、相当そこまで踏み込んで対策を立てておかなければ。30年先に津波が

来るかもわからんし、100年先かもわからんけれど、やっぱりそういう対策は対策として万全なものを考えながら、障がい者の問題も視点も考えながらやるということが大変重要じゃないかなと思いますから。十分そういうことを含めて、やはりなるほどと、みんなが理解するようなものをぜひ提案してほしいなということを強く要望しておきます。

○高橋委員 整備費の一部負担を協議することとありますが、おおむねの負担額というのを申し合わせしているのでしょうか。

○古木スポーツ振興課長 今のところまだ具体的な数字の御返答はいただいておりますので、今そのあたり、それぞれ関係市のほうも詰めている段階であるというふうに思っております。

○高橋委員 スケジュールで3月から5月ということで、5月中にはもう決定するということがよろしいんですね。

○古木スポーツ振興課長 我々県としてはできるだけそういう方向でいきたいと考えておりますが、今申し上げましたように、関連の市との関係もございまして、できるだけ早くということで今表現をさせていただいているところでございます。

○高橋委員 正直言いますと、私、延岡市の市議会議員から頼まれていたんですよ。高橋議員は文教の委員だから背中を押してくださいねということで。一応言いましたけれど、私は今説明聞きながら、ああ、これ勝負あったなって思っていますね。というのが、木花一帯がいわゆる津波対策の大きな課題があるわけで、あの運動公園は、スタンドを避難施設として、これはもう有効な手段になるなと私は思いました。だから、ある意味では、これはすごい武器になるなと思ったことと、やっぱり緒嶋委員もおっしゃったよ

うに、国体後の利活用ですよ。だから、その後に宮崎は全国レベルと言わず、世界レベルの大会を誘致すべきだと思うのです。そういう意味では宿泊施設とか、数ですよ。もちろん交通の便とか、そういったところをやっばり総合的に判断されると思うんですよ。だから、ある意味、県施設が一極集中していることについては、私も非常に危惧はしていますが。ただ、不特定多数の観客を集めるいわゆる箱物ですから、県施設でも試験場とか、こういったものは分散しても、——これはむしろ分散したほうがいいんです。例えば、水産試験場は日南に欲しいんですよ。そういう考え方のもとに、総合的な判断で結論を出していただきたいと思います。

○中野委員 国の社会資本整備交付金、これの充当率は今何ぼですか。

○古木スポーツ振興課長 一応これにつきましては、口頭で御返事をいただいているのは最大50億円ということなんですけれど、2分の1までということでございます。

○日高副委員長 この錦本町に体育館とプールとなると、これは両方ができる可能性もあるということですか。

○古木スポーツ振興課長 今個別にそれぞれ2案を出してしまして、片一方だけができるということも想定されますが、今おっしゃられたように、2つを一緒にするというのも、実はその後の活用等を考えたときにはメリット等も出てくる可能性はございます。体育館とプールを1つにすることで、利用者の健康づくりとかには非常にプラスになるので、そういったことも含めて考えられるかなと、可能性はあろうかと考えております。

○日高副委員長 この県営グラウンドは、野球場がなくなる可能性もあるということですね。

○古木スポーツ振興課長 体育館、プールをつくるに当たっては、やはり駐車場等も含めれば、当然あそこの野球場はその予定に入ってくるかと考えられます。

○日高副委員長 わかりました。面積的にはちょっと厳しいのかなと思ったんですけども、先ほど緒嶋委員がおっしゃったように、津波対策で駐車場もないといけないということで。駐車場と津波対策のできた立体駐車場ができれば、うまくグラウンド、野球場を壊さなくてもいいのかなと考えたのですけれどね、だめですか。済みません、以上です。

○渡辺委員長 ほかにありませんでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、その他報告事項についての質疑はここまでといたします。

その他で何かございませんでしょうか。

○中野委員 403ページ、学力向上の事業に要する経費っていう説明があるんですよ。私はこれ見て、間接的に遠回りすれば学力向上かなと思うわけで。それはそれとして、今度、次の委員会で、新規の中で本当の真水の学力向上、それから間接的には教職員の資質向上という部分の対比を。ちょっとそこ辺に分けて資料をお願いします。ここね、1,000億円あっても900億円が人件費になると、かなり効率的に使わないとね、本当の政策経費なんて知れているから。

それともう一つ、教育センター。あそこの具体的な経費、年間経費がどうなっているか内訳、3つを次の委員会で要望。当初予算です。

○渡辺委員長 今の件についての整理なんですけど、当初予算の部分で予定しているものもいろいろあるかと思っておりますけれども、御質問があるという前提で用意をしていただくといいこ

とでよろしいですかね。

もし事前に出せる資料があるのでありましたら提出いただいて、その上で新年度予算の審議を行う常任委員会のほうでまたその他なり関連で質問があるので、御対応ができるように対応を願いたいという形で整理させていただきたいと思います。

ほかにございますでしょうか。

済みません、1点。もしきょう御答弁がいただければ次回でも結構ですけれども。報道等でも既に出ておりますし、きのう宮崎市教育委員会のほうでは教育長がコメントをされておられるというふうに思っておりますので、あえてお伺いをします。宮崎市で中学生の自殺が3件あったと。うち1件についてははじめの疑いがあるというふうに宮崎市教育委員会のほうがコメントをされていらっしゃるけれども、直接的な関与は宮崎市教育委員会の問題だというのは理解をしておりますが、県教育委員会のほうで報告を受けている事実があったり、何らかの見解がございましたらお伺いしたいと思います。

○金子学校支援監 今おっしゃいましたように、宮崎市教育委員会のほうで管轄する内容で、また宮崎市が設置者でありますので、現在それについての調査等を行っておられるということで報告は受けております。

ただ、まだ正式な報告ではございませんので、今、市議会等の様子等を情報としてはいただいております。

ただ、現在遺族のそっとしておいてほしいというような考え方を宮崎市としては非常に重視されまして、それを最大限尊重して、法にのっとった手続を遺族の了解を得ながら適切に進めておられる状況だと把握しております。

調査主体である宮崎市、あるいは宮崎市教育委員会が、何らかの方法で宮崎市の議会のほうにまだ御報告をされてないというようなこの段階で、県教委として県議会のほうに御報告するのは適切ではないのではないかとということで、本案件については報告を現在差し控えさせていただいているところであります。

○高橋委員 その他じゃなくてぶり返すかもしれませんが、ごめんなさい。国体の施設の関係です。都城市とか延岡市は一部負担の協議をしてるじゃないですか。宮崎市につくった場合に、宮崎市に私は求めていいんじゃないかなと思うんですよ。というのが、ここにできることによって、すごい経済効果を生みますよ。だから私は、これは本当に本気で私言っているんですよ。宮崎市はすごく恵まれているから、ああいう意味ではですね。ぜひやっていただきたいなという要望です。

○渡辺委員長 今の件はよろしいですか。ほかにもその他でございましたらどうぞ。その他、ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、先ほどの答弁大丈夫ででしょうか。

○川越特別支援教育室長 大変申しわけございません。先ほどのA型でございしますが、4名でございします。

○濱砂委員 一般就労が47名、A型の施設に入ったのが4名ということで、51名が就職をしたのですね。

○川越特別支援教育室長 47名でございします。47名中4名がA型ということでございします。

○濱砂委員 47名中4名。

○川越特別支援教育室長 はい。

○濱砂委員 A型は施設ですよ。いわゆる最

低賃金は支払うけれども。

○川越特別支援教育室長 はい、そうです。

○濱砂委員 A型の事業所ですよ。

○川越特別支援教育室長 はい。就労として。

○濱砂委員 うち4名ね。

○川越特別支援教育室長 はい。

○濱砂委員 後からで結構ですので、進路状況を資料要求します。家庭に入られる方、あるいはB型にいかれる方、あるいはほかの施設に入る方、いろいろいらっしゃると思うのです。いわゆるこれ、30%ぐらいしか就職していない。この人たちは、後は、いずれかの施設に入るか、親元に帰るかしか方法がないのですよ。

その報告を、データで後からいただけないでしょうか。

○川越特別支援教育室長 はい、わかりました。

○渡辺委員長 今、資料要求がありました件については机上配付で構わないですね。委員のほうにまた配付をいただければと思います。

ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、以上をもって教育委員会を終了いたします。執行部の皆様、大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午後3時3分休憩

午後3時6分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

採決についてですが、申し合わせにより、委員会最終日ですね。委員会審査の最終日に行くことになっております。

あす9日、採決を行うこととし、再開時刻を午後1時10分としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、委員長報告骨子案についてであります。本来であれば採決後に御意見をいただくところですが、日程の余裕がございませんので、この場である程度協議をさせていただきたいと思いますが、項目等について御要望はございませんでしょうか。

暫時休憩します。

午後3時7分休憩

午後3時9分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

委員長報告につきましては、正副委員長に今いただきました御意見等も御参考にさせていただきながらまとめるということで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、そのようにいたします。

その他、何かありませんでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、以上をもちまして委員会を終わります。

午後3時9分散会

平成29年3月9日(木曜日)

午後1時7分再開

出席委員(7人)

委員	長	渡	辺	創
副委員	長	日	高	陽一
委員		緒	嶋	雅晃
委員		中	野	廣明
委員		高	橋	透
委員		有	岡	浩一
委員		濱	砂	守

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議事課主幹	木	下	節	子
政策調査課主幹	西	久	保	耕史

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に、議案につきまして、賛否も含め、御意見がありましたらお願いいたします。特にありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、ありませんので、これより議案の採決を行います。

議案の採決については議案ごとがよろしいでしょうか。一括でよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、一括して採決をいたします。

議案第49号及び第60号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第49号及び第60号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

その他、何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 では、以上で委員会を終了いたします。

午後1時08分閉会